

平成 24 年第 1 回 城里町議会定例会会議録

平成 24 年 3 月 6 日 開会
平成 24 年 3 月 19 日 閉会

城 里 町 議 会

平成24年第1回 城里町議会定例会会議録

◎ 告示	1
○ 会期日程表	2
○ 応招並びに不応招議員	4

会議録第1号

○ 日時	5
○ 出席並びに欠席議員	5
○ 説明のため出席した者の職氏名	5
○ 職務のため出席した者の職氏名	6
○ 議事日程	6
○ 本日の会議に付した事件	7
○ 開会	8
・ 町民憲章唱和	8
・ 表彰状の伝達	9
・ 議長あいさつ	9
・ 議員の出欠	9
・ 開会の宣告	9
・ 開議の宣告	9
・ 議事日程の報告	10
・ 諸般の報告	10
・ 会議録署名議員の指名	10
・ 会期の決定	10
・ 町長あいさつ	11
・ 平成24年度施政方針	12
・ 議案第1号～議案第30号 一括上程、提案理由説明	28
・ 議案書差し替え	34
・ 議案第31号 上程、提案理由説明	34
・ 日程変更	34
・ 議案第31号 質疑、討論、採決	35
・ 議案第24号～議案第30号 質疑	35
・ 予算特別委員会の設置・付託	36

・ 予算特別委員会委員の選任	37
・ 予算特別委員会正副委員長の報告	37
・ 陳情第1号 委員会付託	37
・ 常任・議会運営委員会委員の選任について	38
○ 散会の宣告	38
○ 散会	39

会 議 録 第 2 号

○ 日時	41
○ 出席並びに欠席議員	41
○ 説明のため出席した者の職氏名	41
○ 職務のため出席した者の職氏名	42
○ 議事日程	42
○ 本日の会議に付した事件	42
○ 開議	42
・ 議員の出欠	42
・ 開議の宣告	42
・ 議事日程の報告	42
・ 一般質問	43
3 番 三村孝信君	43
10 番 南條 治君	59
6 番 加藤文夫君	71
・ 散会の宣告	77
○ 散会	77

会 議 録 第 3 号

○ 日時	79
○ 出席並びに欠席議員	79
○ 説明のため出席した者の職氏名	79
○ 職務のため出席した者の職氏名	80
○ 議事日程	80
○ 本日の会議に付した事件	81
○ 開議	82

・ 議員の出欠	82
・ 開議の宣告	83
・ 議事日程の報告	83
・ 議案第1号 質疑	83
・ 議案第2号 質疑	83
・ 議案第3号 質疑	83
・ 議案第4号 質疑	84
・ 議案第5号 質疑	84
・ 議案第6号 質疑	84
・ 議案第7号 質疑	84
・ 議案第8号 質疑	84
・ 議案第9号 質疑	84
・ 議案第10号 質疑	85
・ 議案第11号 質疑	85
・ 議案第12号 質疑	85
・ 議案第13号 質疑	85
・ 議案第14号 質疑	85
・ 議案第15号 質疑	85
・ 議案第16号 質疑	86
・ 議案第17号 質疑	86
・ 議案第18号 質疑	86
・ 議案第19号 質疑	86
・ 議案第20号 質疑	86
・ 議案第21号 質疑	87
・ 議案第22号 質疑	87
・ 議案第23号 質疑	87
・ 予算特別委員長報告	87
・ 討論	88
・ 採決	92
・ 日程追加	97
・ 議案第32号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	98
・ 報告第14号	99
・ 陳情第1号 委員長報告、採決	99
・ 日程追加	100
・ 発議第1号 上程、趣旨説明、質疑、討論、採決	100

・ 散会の宣告	102
○ 散会	102

会 議 録 第 4 号

○ 日時	103
○ 出席並びに欠席議員	103
○ 説明のため出席した者の職氏名	103
○ 職務のため出席した者の職氏名	104
○ 議事日程	104
○ 本日の会議に付した事件	105
○ 開議	105
・ 議員の出欠	105
・ 開議の宣告	106
・ 議事日程の報告	106
・ 常任委員会委員の選任について	106
・ 常任委員会正副委員長の報告	107
・ 議会運営委員会委員の選任について	107
・ 議会運営委員会正副委員長の報告	108
・ 日程追加	108
・ 城北地方広域事務組合議会議員の辞任許可について	108
・ 日程追加	109
・ 選挙第1号	109
・ 日程追加	111
・ 笠間地方広域事務組合議会議員の辞任許可について	111
・ 日程追加	112
・ 選挙第2号	112
・ 日程追加	113
・ 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞任許可について	113
・ 日程追加	114
・ 選挙第3号	114
・ 日程追加	116
・ 城里町農業委員会委員の辞任許可について	116
・ 日程追加	117
・ 推薦第2号	117

・ 日程追加	118
・ 議案書差しかえ	118
・ 議案第33号 上程、提案理由説明、質疑	119
・ 討論	119
・ 採決	120
・ 日程追加	120
・ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	120
・ 報告第1号ないし報告第13号	121
・ 町長あいさつ	121
・ 議長あいさつ	122
・ 閉会の宣告	122
○ 閉会	122

平成 2 4 年城里町告示第 1 2 号

平成 2 4 年第 1 回城里町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 4 年 2 月 2 7 日

城里町長 阿久津 藤 男

1. 日 時 平成 2 4 年 3 月 6 日（火）午前 1 0 時

2. 場 所 コミュニティセンター城里 サークル室

平成24年第1回城里町議会定例会会期日程

日 次	月 日	曜 日	種 別	議 事 内 容
1	3 月 6 日	火	本会議	◎開会 ◎施政方針 ◎提案理由説明 ◎議案質疑（平成24年度予算） ◎議案、陳情（委員会付託）
2	3 月 7 日	水	休 会	予算特別委員会（総務民生常任委員会）
3	3 月 8 日	木	休 会	議案調査
4	3 月 9 日	金	休 会	予算特別委員会（教育産業常任委員会）
5	3 月10日	土	休 会	議案調査
6	3 月11日	日	休 会	議案調査
7	3 月12日	月	休 会	議案調査
8	3 月13日	火	休 会	議事整理
9	3 月14日	水	本会議	一般質問
10	3 月15日	木	休 会	議事整理
11	3 月16日	金	本会議	◎議案質疑 ◎委員長報告、討論、採決 ◎陳情
12	3 月17日	土	休 会	議事整理

日 次	月 日	曜 日	種 別	議 事 内 容
13	3 月 18 日	日	休 会	議事整理
14	3 月 19 日	月	本会議	◎常任委員会委員の選任等、報告 ◎閉会

○応招・不応招議員

1. 応招議員

1 番	菌 部 一 君	9 番	小 林 祥 宏 君
2 番	余 水 紀 夫 君	1 0 番	南 條 治 君
3 番	三 村 孝 信 君	1 1 番	杉 山 清 君
4 番	河原井 大 介 君	1 2 番	三 村 由利子 君
5 番	関 誠一郎 君	1 3 番	小松崎 三 夫 君
6 番	加 藤 文 夫 君	1 4 番	鯉 渕 秀 雄 君
7 番	阿久津 則 男 君	1 5 番	根 本 正 典 君
8 番	桐 原 健 一 君	1 6 番	小 坪 孝 君

1. 不応招議員

な し

平成24年第1回
城里町議会定例会会議録 第1号

平成24年3月6日 午前10時06分開会

1. 出席議員

1番	藺部一君	9番	小林祥宏君
2番	余水紀夫君	10番	南條治君
3番	三村孝信君	11番	杉山清君
4番	河原井大介君	12番	三村由利子君
5番	関誠一郎君	13番	小松崎三夫君
6番	加藤文夫君	14番	鯉渕秀雄君
7番	阿久津則男君	15番	根本正典君
8番	桐原健一君	16番	小坪孝君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町長	阿久津 藤 男
副町長	小 山 一 夫
教 育 長	石 原 道 明
代 表 監 査 委 員	一 木 ・ 彦
総 務 課 長	三 村 主
企 画 財 政 課 長	阿久津 保 巳
税 務 課 長	柏 由美子
町 民 課 長	松 崎 榮
保 険 課 長	川 又 重 光
健 康 福 祉 課 長	山 口 充 彦
産 業 振 興 課 長	高 松 輝 美
都 市 建 設 課 長	矢 内 勝 浩
下 水 道 課 長	柳 橋 和 幸
会計管理者（会計課長）	小 林 恵 子
水 道 課 長	関 谷 一 美
農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 田 均

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	仲 田 不二雄
主 任 書 記	所 久美子
書 記	川 村 英 治

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成24年3月6日（火曜日）

午前10時00分開会

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議案第1号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第4 | 議案第2号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第3号 城里町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第4号 城里町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 議案第5号 城里町肉用牛特別導入事業基金条例を廃止する条例について |
| 日程第8 | 議案第6号 城里町立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 議案第7号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第8号 城里町公共下水道条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第9号 城里町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第10号 城里町営住宅設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第11号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について |
| 日程第14 | 議案第12号 公の施設の広域利用に関する協議について |
| 日程第15 | 議案第13号 城里町建設計画の変更について |
| 日程第16 | 議案第14号 町道路線の廃止について |

- 日程第17 議案第15号 町道路線の認定について
- 日程第18 議案第16号 町道路線の変更について
- 日程第19 議案第17号 平成23年度城里町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第20 議案第18号 平成23年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 議案第19号 平成23年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第20号 平成23年度城里町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第23 議案第21号 平成23年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第24 議案第22号 平成23年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第25 議案第23号 平成23年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第26 議案第24号 平成24年度城里町一般会計予算について
- 日程第27 議案第25号 平成24年度城里町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第28 議案第26号 平成24年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第29 議案第27号 平成24年度城里町介護保険特別会計予算について
- 日程第30 議案第28号 平成24年度城里町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第31 議案第29号 平成24年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第32 議案第30号 平成24年度城里町水道事業会計予算について
- 日程第33 議案第31号 城里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第34 陳情第1号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出に関する陳情
- 日程第35 常任委員会委員の選任について
- 日程第36 議会運営委員会委員の選任について

1. 本日の会議に付した事件

- 議案第1号
- 議案第2号
- 議案第3号
- 議案第4号
- 議案第5号
- 議案第6号

議案第 7 号
議案第 8 号
議案第 9 号
議案第10号
議案第11号
議案第12号
議案第13号
議案第14号
議案第15号
議案第16号
議案第17号
議案第18号
議案第19号
議案第20号
議案第21号
議案第22号
議案第23号
議案第24号
議案第25号
議案第26号
議案第27号
議案第28号
議案第29号
議案第30号
議案第31号
陳情第 1 号

午前 1 0 時 0 6 分開会

町民憲章唱和

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞様でございます。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いいたします。

ご起立を願います。

〔全員起立・町民憲章唱和〕

○議長（小松崎三夫君） ありがとうございます。
ご着席願います。

表彰状の伝達

○議長（小松崎三夫君） 開会に先立ちまして、表彰状の伝達を行います。
このたび、茨城県町村議会議長会から、多年にわたる地方自治発展に寄与された功績により、11番杉山 清君、10番南條 治君にそれぞれ表彰状が贈られております。
伝達は、杉山 清君、南條 治君の順に伝達いたします。
それでは、杉山 清君から壇上にご登壇願います。

〔表彰状の伝達〕

○議長（小松崎三夫君） 次に、南條 治君。

〔表彰状の伝達〕

○議長（小松崎三夫君） 以上で表彰状の伝達を終了いたします。

議長あいさつ

○議長（小松崎三夫君） それでは、平成24年第1回城里町議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。
本定例会は、条例改正、平成23年度補正予算、平成24年度当初予算案などをご審議いただく会議であります。よろしくご審議をお願いするものであります。

議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 続いて、出席議員数についてご報告いたします。
ただいまの出席議員は16名です。

開会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第1回城里町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

諸般の報告

○議長（小松崎三夫君） 日程に先立ち諸般の報告を申し上げます。

平成23年12月、平成24年1月、2月における各会議等への出席状況はお手元に配付したとおりですので、ご了承願いたいと思います。

会議録署名議員の指名

○議長（小松崎三夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により

7番 阿久津 則 男 君

8番 桐 原 健 一 君

9番 小 林 祥 宏 君

の以上3君をご指名いたします。

会期の決定

○議長（小松崎三夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催しました議会運営委員会の会議の結果について、南條議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長南條 治君。

〔議会運営委員長南條 治君登壇〕

○議会運営委員長（南條 治君） それでは、議会運営委員会を代表いたしましてご報告いたします。

去る2月28日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

今期定例会に提案されます議案31件、陳情1件、人事案件2件、報告13件、合わせて47件の審議件数及び一般質問について検討いたしました。その結果、お手元に配付されてお

ります会期日程（案）のとおり、本日から3月19日まで14日間とすることに決定いたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますよう、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

ただいま南條議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日から3月19日までの14日間とされるようご提案がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から3月19日までの14日間と決定いたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名はお手元に配付いたしました名簿のとおりであります。

傍聴人4名を許可いたしました。

町長あいさつ

○議長（小松崎三夫君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際これを許可いたします。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 本定例会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成24年第1回議会定例会を招集しましたところ、議員各位には何かとご多忙の中をご出席いただき、大変ありがとうございます。

さて、今期定例会でございますが、平成23年度会計補正予算や平成24年度行政執行に伴う一般会計を初めとした6会計の予算、関係条例の改正などをご提案し、ご審議をいただくものであります。

予算の詳細につきましては、後ほどご提案いたします平成24年度施政方針並びに予算案の中でご説明申し上げることといたしますが、私の任期も最終年度となり、マニフェストに掲げた政策目標を達成するため努力してまいります。震災復興を第一に掲げ、財政健全化に留意しつつ、町民生活の喫緊の課題に速やかに対応するとともに、本町の成長につながる施策を着実に進めてまいります。

また、総合予算編成に当たっては、国や県の予算編成方針や地方財政計画等も十分留意し、町民が真の豊かさを実感できるまちづくりを基本としたところがございます。

慎重審議の上、適切なるご決定をお願いいたしまして、開会に当たりましての私のあい

さつといたしたいと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

平成24年度施政方針

○議長（小松崎三夫君） これより、平成24年度一般会計及び特別会計並びに企業会計の予算編成に当たり、町長の施政方針について説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 本日ここに、平成24年城里町議会第1回定例会の開会に当たり、予算案を初めとする各議案の説明に先立ち、私の町政運営に対する基本姿勢を示すとともに新年度予算の概要を申し上げ、議員並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年3月11日に発生した東日本大震災では、マグニチュード9.0という国内観測史上最大の地震と津波により、東日本各地で尊い人命が奪われました。改めて、亡くなられた皆様に哀悼の意を表しますとともに、ご遺族の皆様、不自由な生活を強いられている皆様に心よりお見舞い申し上げます。

本町でも、住宅等の建物被害や行政庁舎、社会教育施設等に大きな被害を受けましたが、幸い、人的被害はありませんでした。震災後の温かいご支援等に対しまして深く感謝しているところであります。

さて、我が国の経済は、本格的な復興施策の集中的な推進によって、厳しい状況にあるものの、緩やかな持ち直しの動きと雇用の創出が見込まれ、国内需要が成長を主導する傾向にあります。しかしながら、デフレの影響や雇用情勢の悪化懸念がないわけではなく、予断を許さない状況にあります。

当町においても、東日本大震災の影響により町税収入が低迷し、回復が見込めない中、子供のための手当の関連経費のほか、少子・高齢化や景気低迷の影響による扶助費等の義務的経費が増加傾向にあり、また、東日本大震災の影響による災害復旧事業など、多大な財源を必要とすることから、国の補助制度などを活用し、地方財政計画などにより増額される地方交付税、震災復興特別交付税及び地方譲与税の増収で財源が確保される状況であります。自主財源比率は依然として低い水準にあるため、財政状況は引き続き非常に厳しいことから、さらなる財政構造改革を不断の努力で進めていく必要があります。

さて、私が町民の皆様から託された町政4年間のうち3年が経過し、この間、マニフェストに掲げた基本施策について、議会の皆様、町民の皆様のご理解とご協力をいただき、限られた財源の中で、中学生までの医療費の無料化を初めとした子育て支援、巡回サロンなどの高齢者の健康支援、道路整備や教育施設の充実などの施策に力を注いでまいりました。

た。

私の願いは、町民が安心して暮らせるまちづくりをしたいということであり、これは町民全員の願いでもあると思います。これからも、町民の皆様の安心と安全を守るため、関係の方々と話し合いを進めるとともに、町民の皆様自身が地域のよりよい環境づくりについて考え、行動する取り組みを支援してまいりたいと考えております。

また、震災で被害を受けた家屋等に対し、被害を受けた程度が半壊以上につきましては、国の基準に基づき実施し、一部損壊以下に対しましては、町独自に5%の一律減価を行い、固定資産税の負担軽減を図ってまいります。

私の任期の最終年度となり、マニフェストに掲げた政策目標を達成するため努力をしてまいります。震災復興を第一に挙げ、財政の健全化に留意しつつ町民生活の喫緊の課題に速やかに対応するとともに、本町の成長につながる施策を着実に進めなくてはなりません。

平成24年度以降は、庁舎建設事業等重要課題に多額の費用を要する見込みとなっております。このため、平成24年度は、各種事業の緊急性や重要性を精査した上で、行政改革効果で生み出した財源を活用し、平成23年度に引き続き、子宮頸がんを初めヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの3種の新たな接種費助成事業や火葬費補助の拡充、町道池の内片山線や徳蔵倉見線改良事業、観光事業など、公約の実現に向けた施策を展開してまいります。また、小学校再編後の円滑な学校運営、児童にとって安全で安心、快適な学習環境を実現するための教育環境整備などへも優先的に予算配分を行い、城里町総合計画（後期計画）に沿った予算編成をいたしました。

総合予算編成に当たっては、国や県の予算編成方針や地方財政計画等にも十分留意し、町民が真の豊かさを実感できるまちづくりを基本としたところであります。

以上、私の町政運営に当たっての率直な思いを申し上げましたが、これに基づき、平成24年度の町政運営の柱となる主な施策について、総合計画の大綱に沿って概要を申し上げます。

第1は、「心やすらぐ自然環境のなかで安全で快適に暮らせるまちづくり」であります。

（自然環境・景観の保全）

豊かな自然環境や美しい景観などの地域資源の保全に配慮し、自然と社会経済活動が調和したまちづくりを目指してまいります。

郷土の美しい景観を守るため、ボランティアによる定期的な沿道清掃などの保全活動が生まれています。環境保全に対する一人一人の意識醸成を図り、家庭、学校、職場、地域などが一体となった環境・景観保全活動を推進しながら、ふるさとの味わいを残す魅力ある景観の形成に努めてまいります。

（環境対策の推進）

環境問題に適切に対応し、良好な環境を次世代に引き継いでいくためには、大量生産、大量消費、大量廃棄から、環境負荷を減らす循環型ライフスタイルへの転換が求められて

います。

具体的な環境対策として、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化を防止するためのバイオディーゼル燃料の原料となる廃食用油の回収を継続してまいります。また、昨年度から実施している住宅用太陽光発電システム設置等にかかる費用の一部助成を継続し、クリーンエネルギーの普及促進に取り組んでまいります。

ごみ減量化については、原則的に現在の施設による処理、処分を継続しつつ、「一般廃棄物処理基本計画」に掲げる再生利用率、最終処分率等の目標値の達成を目指し、循環型社会に対応した資源ごみ集団回収の啓発と拡大に努めてまいります。

産業廃棄物の処理については、事業者自らの責任で適切に処理することが原則となっていますが、産業廃棄物が大量に生み出されている状況の中で、各自治体とも不法投棄や野焼き対策に苦慮しているのが実情です。県委嘱の不法投棄監視員による監視強化とあわせ、警察等関係機関と連携して不適正処理行為の防止に取り組んでまいります。

また、本年度から、斎場使用に関し、広域事務組合に属していない地域における火葬料等の区域外使用料負担を是正するため、火葬費補助金額の見直しを実施いたします。

（道路交通体系の整備）

道路の整備については、町民が安全で快適な生活を営むために必要不可欠なものであり、かつ、地域活性化の根幹をなすものであることから、利便性や防災性等に考慮しつつ、早期の整備を図ってまいります。

特に、高架橋工事が進みつつある国道123号バイパスや旧茨城鉄道軌道敷跡の道路、そして各県道や幹線町道など主要路線について、町の一体性を意識しつつ、県と連携しながら整備推進を図るとともに、身近な生活道路についても、舗装や排水施設の整備など、安全で人に優しい道路環境の創出に努めてまいります。

なお、東日本大震災の影響とその後の余震により、道路の路面陥没等がいまだ続いておりますことから、引き続き復旧に取り組んでまいります。

次に、交通対策については、デマンド交通「ふれあいタクシー」が昨年度、運行開始後4年を経過したことから、運行管理システムの機器を更新しました。今後も、永続的な運行と高齢者など、交通弱者の移動手段の確保、生活利便性の向上、町内の公共交通機関空白地域の解消に努めてまいります。

町外への通勤・通学、通院等の日常生活を支える交通手段については、路線バスや代替バスの継続的な運行の維持を図るよう、茨城県を初め関係市町村と連携し、住民の利便性向上に努めてまいります。

また、路線バスについては、バス事業者と協調し、既存バス路線の維持・確保を図るとともに、バス利用者用駐輪場の利活用と路線バスの積極的な利用促進に向けた施策の実施に努めてまいります。

（上・下水道の整備）

水道事業は、住民生活の大切なインフラ事業として、安定した給水体制と健全な事業運営が不可欠であります。

このたびの東日本大震災におきましては、水の大切さ、必要性を改めて強く認識いたしました。蛇口をひねれば出るのが当たり前の水道水。その水道水を安心・安全、安定した給水ができるように、平成24年度におきましては、事業最終年度になります石綿管更新事業及び水道再編事業を進めてまいります。

給水収益については、給水人口の減少や景気の低迷に加え、震災の影響により伸び悩みが見られます。収益の大幅な改善が見込まれないため、滞納整理の強化、有収率の向上等の収益改善に努めてまいります。

次に、公共下水道の整備についてであります。下水道は生活雑排水や汚水の排除、トイレの水洗化といった生活環境の改善のみならず、農業用水や公共用水域の水質を保全するためにも重要な事業であります。

このため、平成3年度から那珂久慈流域関連公共下水道事業として、現在、認可区域面積332.6ヘクタールの整備を進めているところであります。平成23年度末までに、石塚、那珂西及び上泉地区、上青山及び下青山地区の一部を含め、281.9ヘクタールが供用開始されました。引き続き認可区域の拡大を図りながら、未整備地区の解消のため、効率的に事業を推進してまいります。

特定環境保全公共下水道事業については、整備が完了しました粟、阿波山、上坏及び下坏地区、下阿野沢及び上阿野沢地区の一部が供用開始となりました。続けて接続向上に努め、効率的な稼働を目指してまいります。

さらに、未整備地区の下阿野沢及び上阿野沢地区の一部、御前山及び高根（団地含む）地区65.7ヘクタールについては、平成23年度より工事を進め、平成24年度中には御前山地区の一部の供用開始を予定しており、引き続き面整備を進めてまいります。

また、農村地域の生活環境整備を図るために進めております農業集落排水事業については、上入野、青山、北方高久及び孫根地区処理施設への接続向上に努め、効率的な稼働を行うことにより、維持管理費の節減に努めてまいります。

また、古内地区農業集落排水整備事業については、一部の整備を残し、完了見込みとなりました。早期供用開始を目指し、事業を推進してまいります。

なお、合併処理浄化槽設置事業については、平成20年度より県森林湖沼環境税の活用による高度処理型浄化槽設置及び単独処理浄化槽の撤去補助時とあわせ、本年度も整備促進に努めてまいります。

（公園・緑地の整備と緑化の推進）

緑豊かな自然環境を生かした調和のとれたまちづくりを進めるため、公園やポケットパークなどの維持を図りながら、良好な景観を備えた地域や生活環境の形成に努めてまいります。

（消防・救急体制の強化と防災の推進）

常備消防については、水戸市消防本部北消防署城里出張所に常備消防業務を事務委託していることにより、日常の消防及び救急業務はもとより、大規模災害への消防体制の強化が図られているところです。

また、非常備消防については、消防防災体制の充実強化のため、防火貯水槽の設置などの消防施設の整備を推進する一方、将来、消防団員の高齢化や減少により機能の低下が懸念されているため、平成24年度より支団制消防団から、災害時の初動体制の強化と実効ある体制を備えた城里町消防団としての組織の統一が図られることで、計画的な消防団員の規律教養訓練、林野防衛訓練等を実施し、消防団員相互の融和と士気向上に努めてまいります。

一方、救急業務については、茨城県ドクターヘリの運航が開始されていることで、救急救命体制の充実が図られており、町民の救急救命率の向上に期待が高まっております。

防災対策につきましては、東日本大震災の経験を踏まえ、災害に強いまちづくりを推進するために、「城里町地域防災計画」へ浸水と地震、土砂災害ハザードマップの情報を新たに盛り込み、災害時の避難経路等を明らかにし、地域住民の生命と財産の保護の体制強化を図りながら、災害直後の不安や混乱を防ぐため、非常用物資の計画的備蓄と情報伝達手段を確保するため、防災行政無線のデジタル化を進めてまいります。

また、自主防災組織においても、さらなる組織率向上に向けて地域への結成支援を行うとともに、組織が実施する防災訓練や啓蒙普及活動を支援してまいります。特に、災害時や緊急時においては、正しい知識、的確な判断力、適切な行動が不可欠ですので、地域住民との緊密な連携協力体制の構築を目指してまいります。

なお、東日本大震災によって被災した大規模半壊以下の住宅につきましては、補修資金を金融機関等から借り入れた場合に、利子の一部を補給する制度を新たに設け、町民の負担軽減による速やかな復興を支援してまいります。

（防犯・交通安全対策の推進）

交通事故は人の生命を奪う悲惨なものであり、全国的には年々減少傾向にあり、茨城県の平成23年中の死亡者数は169人で、全国ワースト9位、昨年と比べ36人減少しました。また、死亡者のうち高齢者に関する事故の死亡者数は85人で、全国ワースト5位、昨年と比べ17人の減少でしたが、全体における割合は5割を超える結果となりました。

本町において、平成23年中は80件の交通事故が発生しましたが、死亡者数はゼロ人で、交通死亡事故ゼロ日数を継続中であります。しかし、近年の車社会の進展に伴い、年齢、性別を問わず、交通事故に遭遇する危険性が年々増大し、特に高齢者がかかわる交通事故の割合が増加傾向にあります。

このような現状を踏まえ、交通事故を未然に防止するため、交通安全協会、警察など関係機関・団体と連携を図りながら、子供や高齢者を対象とした交通安全教室、街頭での交

通安全キャンペーンや立哨活動の実施を通して町民の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備に努めてまいります。さらに、高齢者の運転免許自主返納を推進し、高齢者の交通事故発生件数増加の防止に取り組んでまいります。

防犯につきましては、昨今、全国各地において、児童・生徒がねらわれる凶悪な事件や、高齢者をねらう悪質な詐欺や窃盗が多発しております。これらに対処するため、防犯連絡員や警察との連携により防犯キャンペーンやパトロール等を積極的に実施し、犯罪の未然防止に努めるとともに、町民の防犯意識の高揚を図ってまいります。

また、夜間における事故や犯罪等の防止対策として防犯灯の整備を進め、安全で安心なまちづくりを推進してまいります。

（情報通信網の整備・充実）

情報通信分野の技術革新は目覚ましく、日々、新しい技術が開発されています。本町でも平成22年3月、光ファイバーケーブルによるネットワーク網が完成し、ブロードバンドが町全域で利用可能となりました。

今後は、これら情報基盤を有効に活用するために、学校教育や生涯学習を初め、あらゆる分野において町民への普及啓発を図り、情報化時代への関心を高めていくとともに、情報通信関連産業の創出や新しいコミュニティづくり、未来の人材育成などを積極的に支援してまいります。

第2は、「ともに支えあいすべての人が元気で安心して暮らせるまちづくり」であります。

（地域福祉の充実）

急速な少子・高齢化の到来、個人生活の意識や価値観の変化などにより、福祉を取り巻く環境は大きく変化し、町民のニーズはますます多様化が進み、福祉施策のさらなる充実が求められております。地域における高齢者や障害児者をはじめ、だれもが地域で安心して暮らすことのできる社会の実現に向けて、町民自身がお互いに支え助け合う「地域福祉」の推進が重要視されており、特に、支えを必要としている人に対する日常的援助などきめ細かな支援を実現していくためには、町民一人一人が地域福祉の担い手として主体的に活動していくことが必要であります。

こうした支え合い活動を支援するために、町民自らが福祉に関心を持ち、理解を深めるよう働きかけを行いながら、社会福祉協議会を中心としたネットワークづくり及びボランティアの育成などを行い、町民同士の交流による連帯の輪をさらに広げてまいります。

また、これらの具現化のため、第2期「地域福祉計画」を策定いたしました。社会福祉協議会策定の「地域福祉活動計画」と連携し地域コミュニティづくりに取り組むとともに、在宅福祉サービスセンター運営事業により、高齢者や障害児者などが暮らす世帯に対し訪問サービスによる家事援助等を展開し、地域の住民が安心して生活ができる体制の構築を図ってまいります。

（子育て支援の充実）

急速な少子化の事態に直面し、家庭や子育てに夢を持ち、かつ次代の社会を担う子供を安心して生み育てることができる環境を整備し、少子化に歯止めをかけることが求められております。

このような状況に対応するため、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「城里町次世代育成支援対策行動計画」後期行動計画に基づき、子育て支援を実施してまいります。

さらに、本年度も、絵本の読み聞かせを通して親子の触れ合いを深めてもらい、言葉と心を通わす温かい子育てができるよう、「ブックスタート事業」を行ってまいります。

また、中学校修了前までの子供について、国の施策に基づく「子供のための手当」を支給し、子供の健やかな育ちを支援してまいります。

母子保健事業においては、引き続き妊婦及び乳幼児に対する一貫した事業を展開し、母親同士の交流や仲間づくりなど、子育てを総合的に支援する体制づくりを推進してまいります。

保育事業につきましては、子供を安心して育てることができるような体制整備を目的とし、民間保育所において、子育て支援交付金事業や地域子育て支援拠点事業、特別保育事業及び保育サービス支援事業を実施し、保育環境の充実を図ってまいります。さらに、多子世帯の経済的負担の軽減策として、「すこやか保育応援事業」に基づき、本年度も保育料の一部助成を実施いたします。

また、就学児の健全な育成を図るため、日中、保護者のいない家庭を支援するため、放課後児童健全育成事業を引き続き実施いたします。

そして、育児不安や児童虐待、いじめ、不登校、非行など、複雑多様化する児童問題に対応するために、地域協力委員や民生委員、児童委員、学校並びに要保護児童対策地域協議会等、関係機関との連携を密にし、問題解決に努めてまいります。特に昨今では、児童虐待防止に向けた取り組みや対応能力の向上を図る必要性を求められております。そのため、今年度も引き続き児童虐待防止対策緊急強化事業を実施し、児童虐待防止の推進を図ります。

（高齢者福祉の充実）

地域住民の高齢化が進む中、高齢者が健康で生きがいを持って暮らしていける環境づくりを進める必要があります。そのため、介護サービス基盤の充実やサービスの質の向上を図るとともに、介護保険サービスと在宅福祉サービスに基づき、高齢者一人一人が自らの意思により自立した生活が営めるよう、心身の健康状態に応じたきめ細かいサービスの提供に努めてまいります。

高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進については、高齢者クラブ活動の支援、生涯学習活動やスポーツ・レクリエーションを通じた交流機会の創出に努めるとともに、シルバー人材センターの充実を図り、高齢者の就労の場の拡充に努めてまいります。

（障害者福祉の充実）

障害のある人が障害のない人と同じように生活をし、相互に人格と個性を尊重しながら、地域の一員として共生するまちづくりが重要であります。

国の基本方針に即し、障害福祉サービスや地域生活支援事業などの提供体制に関する障害者福祉計画（第3期計画）に基づき、障害者施策の再構築や各種サービスの見直しを進めつつ、障害者相談支援の充実に努め、障害者が住みなれた地域で安心して暮らせる社会の実現を目指してまいります。

（保健・医療の充実）

保健事業については、生活習慣病予防や介護予防の重要性が高まる中、町民一人一人の健康に関する意識を高めながら、健康な体力づくりや生活習慣の改善など、自らが取り組む健康づくりを支援してまいります。

また、特定健診、特定保健指導の対象者を的確に把握し、医師、保健師、管理栄養士などが早期に介入し、生活習慣の改善等の保健指導をすることにより、メタボリックシンドロームの該当者やその予備群を計画的に減らすことを目指してまいります。

医療福祉事業は、社会的及び経済的負担の大きい小児、父子・母子家庭、重度心身障害者、妊産婦等の医療に係る負担の軽減を図ることを目的とした県の単独事業であり、制度の周知徹底を図るとともに、受給者の利便性を高めてまいります。

特に、町単独事業であります特例小児・児童医療福祉費支給制度におきましては、平成21年度に制度を改正し、中学校卒業までの生徒を対象に医療費の助成を拡大しており、継続して子育て支援の充実に努めてまいります。

また、医療については、日常的な地域医療を担っている桂地区と七会地区の国保診療所が、地域の方々の疾病治療や健康相談に対応できる機能を維持し、安心して受診できる医療施設としての役割を担い、また民間医療機関や近隣地域の総合病院などと連携をとり、地域に密着した医療体制の充実に努めてまいります。

（社会保障制度の充実）

すべての町民が健康で文化的な生活ができ、安心して暮らすことができるよう、国や県、関係機関などと協力し、社会保障制度の充実に努めてまいります。

そのため、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度などの社会保障制度について、制度に対する理解を深めていただくため、積極的な周知に努めてまいります。さらに、保険税の適正な賦課や収納率の向上、及び医療費などの適正化を図るとともに、基盤を充実させ、安定した健全な運営に努めてまいります。

第3は、「豊かな地域資源を活かした魅力と活力にあふれるまちづくり」であります。

（農林業の振興）

基幹農業従事者の平均年齢が66.1歳（平成22年）と高齢化が進展する中、持続可能な力強い農業を実現するために、国は平成23年に「わが国の食と農林漁業の再生のための基本

方針・行動計画」を策定し、食糧自給率50%の達成等を目指した施策を展開することとしております。平成24年度からは、新規就農者の拡大に向けた青年就農給付金事業や戸別所得補償制度の拡充策、さらには6次産業化の推進に向けた積極的な取り組みが具体化されております。

本町の農業においても、青年給付金を活用した新規就農者の確保を図っていく一方、耕作放棄地の再生利用など、農地集積による大型農業の導入策を図りながら戸別所得補償制度の充実を目指していくこととし、そのために必要な農業マスタープランの作成に取り組んでまいります。また、城里町のお米が日本一になったことから、これを好機として城里町の農産物のブランド化を進め、内外に情報発信することで地域の活力を高めてまいります。

現在進めている生産条件の不利な地域への中山間地域等直接支払制度や農村環境保全を目的とした農地・水・環境向上対策事業地区については、引き続き地域と一体となって、美しい農村環境の保持を図ってまいります。

さらに、物産センター等直売施設についても、県内外の利用者との交流事業を通し、地場産品、特産品等の販路拡大を図ってまいります。

また、買い物弱者対策の「城里町ネットスーパー」については、地元産品等を最大限活用した宅配事業として定着化を目指しながら、町の活性化と販路拡大に努めてまいります。

那珂川沿岸農業水利事業については、引き続き早期の完成を図るべく、国、県など関係機関に働きかけてまいります。

一方、昨年3月に発生した東日本大震災やそれに伴う原子力事故において、本町の農産物や農業施設等にも多大な被害が生じており、一刻も早く農産物の生産体制や販路の回復を図るとともに、国庫補助事業等を活用し、農地、農業施設の復旧に努めてまいります。

いまだ福島第一原子力発電所の事故の収束には至っていないことから、今後も農産物等の安心・安全確保のため、簡易測定器による放射能測定を実施してまいります。

次に、畜産における生産環境は、畜産物の輸入自由化、生産者の高齢化等により厳しいものとなっておりますが、関係機関と協力し、衛生的な生産環境の維持、口蹄疫、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の予防対策として各種防疫対策事業を実施し、畜産経営の安定化を図ってまいります。

また、イノシシなど有害鳥獣による農産物被害につきましては、年々増加傾向にあり、今後、さらに深刻化するのではと懸念しておりますが、有害鳥獣駆除隊を初め地元関係者の協力を得ながら、随時対策を講じてまいります。

また、黒毛和牛の生産振興については、原発事故に伴う価格低迷が懸念されておりますが、今後、さらに資質のすぐれた素牛の導入を目的とした繁殖牛導入事業を関係機関と一体となって実施してまいります。

次に、林業の振興ですが、木材価格の低迷や林業採算性の悪化などから、間伐などの適

切な管理が行われず、荒廃した森林が増えており、森林の持つ水源涵養や山地災害防止などの公益的機能の低下が危惧されております。

このため、平成20年度より導入されている茨城県森林湖沼環境税を活用して、町が森林所有者と10年間の皆伐や転用を禁止した協定を締結し、森林所有者の負担なしで間伐を実施することにより、森林の持つ公益的機能の回復と向上に取り組み、緑化運動の普及啓蒙を図るとともに、森林組合等と連携しながら林業振興に努めてまいります。

（商工業の振興）

商工業においては、最近の金融不安や円高の影響により、景気の不透明感は増しており、小売業者を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。

このような環境の中で、経営基盤の弱い小規模事業者が活力を維持し、さらに発展していくためには、自助努力はもちろんでありますが、さらなる自己意識の改革を強く求めているかなければなりません。そのためには、経営者の連帯意識の高揚と経営力の強化等を図るため、中心的役割を担う商工会に対し、引き続き助成し支援してまいります。また、中小企業事業資金融資制度などを積極的に活用していただくとともに、保証料の補助及び設備資金への利子の補給を引き続き行ってまいります。

さらに、雇用情勢は、緩やかな改善の動きは見られるものの、依然として厳しい状況が続いている中で、国においては、地域の雇用改善を図るための緊急雇用対策を進めており、震災等緊急雇用対策事業については、平成24年度も実施が可能となり、本町においても緊急雇用創出事業を活用し、非正規雇用労働者の雇用対策について、引き続き積極的に取り組んでまいります。

次に、工業の振興であります。企業等が事業を拡大するには厳しい経済状況ですが、企業を誘致することにより、雇用の場の確保、町民所得の向上、消費人口の増加等が期待されることから、町の活性化を図るため、積極的に優良企業の誘致に努めてまいります。さらに、進出企業及び用地提供者に対しては、今後も企業立地奨励金を交付してまいります。

消費者行政については、産業振興課内に消費生活センターを設置し、消費生活相談員を配置して、消費者のための相談窓口の充実を図ってまいります。また、啓発によって消費者の意識の高揚を図るため、広報活動や情報提供に取り組んでまいります。

（観光・レクリエーションの振興）

豊かな自然を生かした3つのレクリエーション施設「ふれあいの里」、「うぐいすの里」、「山びこの郷」は、当町の観光の核として重要な位置付けとなっております。しかし、利用者は、施設の老朽化等や震災の影響により減少の傾向になっているのが現状ですが、引き続き、指定管理者により円滑な運営ができるよう、各施設の特色を生かした各種イベント、体験教室等を実施するとともに、一体化を図るため管理運営を見直し、平成24年度より「山びこの郷」の宿泊業務を廃止し、さらに次年度より「うぐいすの里」

の宿泊を廃止し、適切かつ効率的な施設管理を図ってまいります。

さらに、健康増進施設「ホロルの湯」との提携を通じ、集客力アップに繋げてまいります。町としても、引き続きより運営支援を行うとともに、水戸地方広域観光連絡協議会と連携し、広域的な観光PR等の活動を強化し、体験・滞在・回遊型の観光のまちづくりを目指してまいります。

また、近年の健康志向等により、城里町最高峰の鶏足山への登山者が増加しており、駐車場やトイレを整備し、登山者の利便を図り、町への誘客に取り組んでまいります。

健康増進施設「ホロルの湯」については、指定管理者による適正な管理運営により、多様化する利用者ニーズに応え、サービスの質的向上と効果的、効率的な運営への支援を行うとともに、町内居住者に対する半額利用券の特典や送迎バスの運行を引き続き実施し、ホームページや情報誌等により積極的に広報し、町民の健康増進や憩いの場としての利用促進を積極的に努めてまいります。

観光協会において開催する各種イベント等の後援や協賛をし、町の観光PRを行ってまいります。御前山県立自然公園の保護管理を支援し、さらに会員を中心として町、商工会、JA等との連携を強化し、観光資源の開発及び郷土物産の紹介と誘客を図りながら、地域産業の活性化に努めてまいります。

第4は、「次世代を担う豊かな心の育成と歴史・伝統を大切にするまちづくり」であります。

（幼児教育・学校教育の充実）

幼児教育については、少子化が進む中、今年度から子育てを支援する一環として、希望者に対して幼稚園での保育時間を延長し、社会への女性進出の増大などによる保育ニーズの多様化等に対応してまいります。また、引き続き学校、家庭、地域の連携体制の構築、また、幼稚園と保育所の連携等に尽力してまいります。

学校教育については、義務教育が生涯にわたる人間形成の基礎を培うという観点から、児童・生徒に「確かな学力」や「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」を育むことが強く求められております。

そのために、新学習指導要領のもと、基礎学力をつける学習指導の充実はもとより、人権、環境、福祉、情報、郷土、ボランティア等の今日的なテーマを積極的に取り入れた学習を推進してまいります。

また、地域に開かれた魅力ある学校づくりを目指し、すべての児童・生徒が明るく楽しい学校生活が送れるよう、いじめや不登校に対しては、学校復帰への支援の場としての適応指導教室の活用を初め、学校、家庭、地域の連携強化を図り、きめ細やかな対応ができる体制整備に努めてまいります。

昨年発生した福島第一原子力発電所の事故による放射性物質が環境中に放出され、放射線に対する不安が拭い切れないため、昨年に引き続き、各学校等での放射線量測定を週2

回行い、結果を公表してまいります。

教育施設の整備については、関係各位のご協力により、常北中学校校舎の竣工を迎えました。本年度も、小学校校舎等の改修工事、屋内運動場の耐震補強工事を行い、災害に備えるとともに、教育環境の充実、施設の維持管理に努めてまいります。

学校給食については、東日本大震災により施設が被災し、部分給食を実施してまいりましたが、災害復旧工事も終了し、本年度から完全給食を配食いたします。

福島第一原子力発電所の事故による影響への対策として、食材の放射能測定を行い、より安全・安心な学校給食を提供してまいります。また、食育教育や地産地消の観点から、地元産の食材の利用に努めるとともに、衛生管理にも万全を期して配食してまいります。

（生涯学習・生涯スポーツの推進）

町民一人一人が心豊かに健康で生き生きと人生を過ごすために、生涯にわたって主体的に学習を継続することが求められております。

当町においては、生涯学習の充実を図るため、学校、家庭、地域、社会教育団体及び民間団体との幅広い連携のもと、生涯にわたる自主的な活動を支援し、その成果がまちづくりに反映される仕組みづくりに努めてまいります。

昨年度は、東日本大震災により各施設が被災したため、各種講座や自主活動が制限されましたが、今年度は、各種講座の充実や自主活動団体の育成、人材の育成、相談の充実等に努めるとともに、各地域住民の交流を促進してまいります。

また、学習機会、各種講習会や施設を利用するときなど、必要なときに必要な情報が入手できるよう、広報紙やホームページ等による情報提供の充実努めてまいります。

さらに、地域における自主的な活動の推進を図るため、各地区の集会施設、生涯学習施設、及び各種運動施設の維持管理に努めてまいります。

また、県央地域において唯一のプロスポーツチームである水戸ホーリーホックに対し、将来にわたり活躍し続ける環境を築いていただくため、県央地域のにぎわいや交流の創出につながることを期待し支援いたします。

コミュニティセンター城里については、震災により役場本庁舎が被災を受け、現在は役場仮庁舎となっております。これらのことから、できるだけ町民への施設貸し出しに努めるとともに、役場本庁舎の完成までは役場機能の保持管理に努めてまいります。

図書館については、社会教育施設等との連携を図りながら、図書、各種資料の充実・保存に努め、利用しやすい学習拠点としての機能の充実努めてまいります。

郷土資料については、郷土の歴史、民族資料が収集してあるため、これらの整理に努めるとともに、将来、展示ができるよう努めてまいります。

ふれあいの船事業については、町内の小学校6年生を対象に、船上研修や北海道の雄大な自然の中での体験活動等団体行動を経験することにより、心身ともに調和のある人間形成を図るため、実施してまいります。

また、子供たちの安全・安心な居場所づくりを推進するため、福祉部門と連携を図り、小学校や公民館の活用、地域住民との交流活動等を行い、放課後の子供の安全確保に努めてまいります。

（芸術・文化の振興）

町民の一体性を確保し、町民一人一人が誇りと愛情が持てるようにするには、各地域で行われている芸術・文化活動や、文化財を理解し、それらを伝承していくとともに、文化の薫り高いまちづくりを進めることが重要であります。そのため、学校、家庭、地域の連携との交流を進め、自然、歴史、伝統、文化に触れ、関心や理解を深め、人と人とのつながりを大切にする施策を推進してまいります。

芸術・文化の振興については、各施設において事業の展開を図るとともに、町民の自主的、創造的な芸術文化活動の支援を図り、公民館祭や各種の行事、展示を通し、町民が広く芸術・文化に親しみやすい環境整備に努めてまいります。

次に、史跡等ではありますが、町内には史跡及び遺跡、彫刻、工芸品など、有形、無形の文化財が数多く存在しております。そのため、文化財保護計画を基本として文化財の保護・活用を図るとともに、情報冊子製作やインターネットなどの各種媒体による情報を発信し、保存と継承に努めてまいります。

これらの施策についての展開を図るとともに、教育委員会外部評価委員会を通じて事務事業の透明性、客観性を確保しつつ、教育行政のより一層の充実に努めてまいります。

第5は、「住民と行政がともに手を取りあう開かれたまちづくり」であります。

（住民主体のまちづくりの推進）

地方分権が進展する中で、複雑化・多様化する行政課題を解決し、活力ある地域づくりを進めるには、町民と行政がともに考え、ともに行動する「協働によるまちづくり」を進めていくことが重要であります。そのため、薄れがちである自治意識の高揚に努めるとともに、各種施策への住民参画を促進し、地域コミュニティーである自治組織の振興を図ってまいります。

また、広報紙やホームページを通して行政情報を積極的に発信するとともに、広聴事業の充実に図り、町民の声を反映させてまいります。

（人権尊重と男女共同参画の推進）

家庭、職場、地域などにおいて、女性、子供、高齢者、障害者、外国人などに対する人権問題が大きな社会問題となっている中、町民一人一人が人権に対する正しい理解と認識を深め、尊重し合うことが重要となっております。

そのため、関係機関との連携のもと、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、学校教育や社会教育において人権教育に取り組むとともに、あらゆる機会をとらえ啓発活動の推進を図り、人権問題に対する正しい理解と人権意識の向上に努めてまいります。また、男女平等の実現に向けた取り組みについては、平成23年度に策定した「第2次城里

町男女共同参画基本計画」に基づき、連携を図りながら引き続き推進してまいります。

（行財政運営の合理化・効率化）

行財政運営に当たりましては、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、平成17年度に策定した「集中改革プラン」により、効率的・効果的組織体の整備に努めてまいりました。さらに、今後とも適正な定員管理や人事管理を進めるとともに、人事評価制度の導入等により職員の資質の向上を図ってまいります。

また、現在の地方自治体においては、行政改革は不断に取り組んでいかなければならない問題であり、特に、町民との協働の視点に立った組織・機構の見直しや事務事業の簡素・合理化など、時代に即応した行政経営へと転換するため、行政評価制度を活用し、現在実施している事務事業の必要性や有効性を見直し、改善を進めてまいります。

また、平成21年4月施行の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」や、平成18年8月の地方行革新指針で示された新公会計制度改革等により、自治体の財政の健全化に向けた取り組みが求められています。扶助費や公債費など義務的経費が増加し、財政の硬直化が進む中、新たな制度に対応しながら、財源の安定的な確保や歳出の削減合理化を進め、効率的で健全な財政運営に努めてまいります。自主財源である税収の確保に対しては、納税者の税負担の公平性を図るため、滞納整理に積極的に取り組んでまいります。

以上、平成24年度における主な施策の概要についてご説明申し上げます。

平成24年度予算編成につきましては、町民の安全確保のため、災害復旧事業を優先的に進める一方で、公債費や社会保障経費の増加など、経常経費が高い割合を示しておりますが、その他の通常事業は、民間における厳しい情勢等を鑑み、業務の簡素化、効率化を図り、徹底した経費の削減に努め、限りある財源の効率的配分による予算編成といたしました。

平成24年度の一般会計予算は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり88億9,000万円で、前年度当初比8.3%の減となっております。

国民健康保険特別会計（事業勘定）について申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える中核的役割を担っておりますが、医療保険制度を取り巻く情勢は、急速な人口の高齢化や疾病構造の多様化、医療の高度化等に伴い、医療費の増嵩、加えて高齢者や低所得者の加入割合が高いという構造的な要因により、厳しい財政状況が続いております。

このような状況の中ではありますが、医療費の適正化や国保税の収納率の向上を図り、国民健康保険の安定的運営の確保と保険財政の健全化に努めてまいります。特に医療費の動向が国保財政を大きく左右することになりますので、これらの動向を見きわめながら予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり24億9,416万5,000円で、前年度当初比5.7%の増となっております。

国民健康保険特別会計（施設勘定）について申し上げます。

施設勘定においては、七会診療所に内科、歯科を、沢山診療所に歯科を運営し、日常的な地域の保健・医療を担っております。

しかしながら、経営を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。身近なところで適切な医療や相談に対応できる、地域に密着した、安全で信頼される診療所を目指してまいります。国保診療所の役割は、へき地及び医療機関不足地域の医療機関としての使命を果たすことであるから、関係機関との連携を密にし、効率的な運営を目指し予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり 2 億 4,221 万 7,000 円で、前年度当初比 6.2%の増となっております。

後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、平成21年8月の政権交代により、この制度を廃止し、新たな後期高齢者医療制度について高齢者医療制度改革会議において検討が進められております。また、新制度の骨格が取りまとめられ、今後幅広い議論が行われていくものと思われま。

今年度は、現制度を継続し、医療給付費支払い及び保険料賦課は茨城県後期高齢者医療広域連合により行い、町においては、徴収事務と住民に対しまして窓口業務等を行ってまいります。

平成24年度予算につきましては、歳入歳出とも別冊予算書のとおり 2 億 427 万 5,000 円で、前年度当初比 1.1%の減となっております。

介護保険特別会計（保険事業勘定）について申し上げます。

介護保険法の制度導入以降、着実に浸透してきた介護保険制度の実績、また、団塊の世代が高齢期を迎える平成26年度を踏まえて策定した第5期介護保険事業計画を基本に、介護予防に重点を置いた施策・事業を、高齢者福祉施策と一体的に進めてまいります。

また、「活力にあふれ 安心して暮らすことのできる長寿社会の構築」を目指し、計画課題を踏まえながら、高齢者が個人としての尊厳を保ち、生きがいを持ち、健康で、また、たとえ介護が必要な状態となっても周囲からの十分な支援が受けられる体制が整った社会づくりに努めてまいります。

平成24年度の予算編成につきましては、介護給付費及び予防給付費の実績及び今後の動向等を見きわめながら予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり 15 億 3,319 万 1,000 円で、前年度当初比 5.9%の増となっております。

介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）について申し上げます。

介護保険法の介護予防サービス計画費に係る予算について計上したものであります。

「住み慣れた地域で、いつまでも元気で暮らしたい」を目指して、平成24年度も引き続き、

地域包括支援センターを中心に介護予防に取り組んでまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり438万3,000円で、前年度当初比5.7%の増となっております。

公共下水道事業特別会計について申し上げます。

流域下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業については、年次計画により、工事費の節減に努めながら未整備地区の汚水管渠工事を進め、普及率の向上を図ってまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり10億8,944万4,000円で、前年度当初比4.0%の減となっております。

農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

農業集落排水施設は、4地区が順調に稼働しております。処理施設の効率的な稼働を目指し、経費の節減に努めてまいります。また、古内地区農業集落排水事業については、事業が完了見込みとなりました。今後は、施設の稼働に向けた環境整備を図ってまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり2億6,587万3,000円で、前年度当初比55.3%の減となっております。

水道事業会計について申し上げます。

本年度は、石綿管更新事業、水道施設再編事業を進め、今後とも公営企業の基本原則を堅持しながら、経営の効率化、省力化に努め、経営基盤の確立、及び給水サービスの一層の向上に努めてまいりたいと考えております。

予算総額は、別冊予算書のとおり、収益的収入及び支出は6億6,159万6,000円で、資本的収入は5億750万5,000円で、支出は7億4,140万円であります。収益的収支及び資本的収支を合わせた総額は14億299万6,000円で、前年度当初比24.8%の増となっております。

以上、一般会計及び特別会計並びに企業会計の概要についてご説明申し上げます。

一般会計、特別会計及び企業会計を合算しました平成24年度城里町予算総額は161億2,654万4,000円となっております。

終わりに、予算編成に当たりましては、東日本大震災の影響等による税収減や庁舎の再建を初め、復旧・復興対策に取り組む必要性、公債費や社会保障経費の増加を考えると、財源不足額の拡大が懸念されましたが、第1次総合計画後期基本計画に盛り込まれた諸施策について、財源の動向を見きわめつつ着実に推進するため、残された課題を先送りすることなく、町民との対話、町民との協働を基本とし、後期基本計画の効率的かつ着実な推進に努めるとともに、事業の優先度、重要度を見きわめ、「人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち」づくりの実現に向け、全力で取り組んでまいります。

これから本格的に始まる復旧・復興に当たっては、町民、議会、町がこれまで以上に協調しながら、一丸となって取り組んでいくことが不可欠です。改めて、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

本定例会に提案いたしました各会計予算案を初めすべての提案について、十分なるご審

議を賜り議決をいただきますようお願い申し上げまして、私の施政方針といたします。

-
- 議案第 1 号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 号 城里町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 号 城里町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 号 城里町肉用牛特別導入事業基金条例を廃止する条例について
- 議案第 6 号 城里町立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 城里町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 城里町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 城里町営住宅設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11 号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第 12 号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 議案第 13 号 城里町建設計画の変更について
- 議案第 14 号 町道路線の廃止について
- 議案第 15 号 町道路線に認定について
- 議案第 16 号 町道路線の変更について
- 議案第 17 号 平成 23 年度城里町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 議案第 18 号 平成 23 年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 19 号 平成 23 年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 20 号 平成 23 年度城里町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 21 号 平成 23 年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 22 号 平成 23 年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 23 号 平成 23 年度城里町水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 24 号 平成 24 年度城里町一般会計予算について

議案第 25 号 平成 24 年度城里町国民健康保険特別会計予算について

議案第 26 号 平成 24 年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第 27 号 平成 24 年度城里町介護保険特別会計予算について

議案第 28 号 平成 24 年度城里町公共下水道事業特別会計予算について

議案第 29 号 平成 24 年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について

議案第 30 号 平成 24 年度城里町水道事業会計予算について

○議長（小松崎三夫君） 続いて、日程第 3、議案第 1 号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第 32、議案第 30 号 平成 24 年度城里町水道事業会計予算についての 30 議案を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 平成 24 年第 1 回城里町議会定例会に当たり、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第 1 号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。城里町障害者地域自立支援協議会及び城里町婦人相談員並びに繁殖牛導入事業運用委員会の設置に伴い、それぞれ委員の報酬を規定するとともに、城里町肉用牛特別導入事業の廃止に伴い、肉用牛特別導入事業推進指導委員会及び肉用牛特別導入事業審査会を廃止するため改正するものです。

次に、議案第 2 号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。厳しい財政状況にかんがみ、引き続き特別職の給料を、町長 10% 及び副町長 5% それぞれ減額する改正をするものです。

次に、議案第 3 号 城里町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてであります。厳しい財政状況にかんがみ、引き続き教育長の給料を 5% 減額する改正をするものです。

次に、議案第 4 号 城里町税条例の一部を改正する条例についてであります。国において、地方税法の一部が改正され施行されたことに伴い、町税条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、県たばこ税の一部が市町村に移譲されることに伴う税率の変更、震災復興財源確保臨時特例法による臨時の措置として、個人住民税の均等割の標準税率の引き上げ、町民税の分離課税に係る所得割の額の特例、及び東日本大震災に係る雑損控除の特例に伴い、関係文言を改正するものです。

次に、議案第 5 号 城里町肉用牛特別導入事業基金条例を廃止する条例についてであります。肉用牛特別導入事業の廃止に伴い、関係条例を廃止するものです。

次に、議案第6号 城里町立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例についてありますが、近年の女性の社会進出に伴い、仕事を持つ保護者に対する子育て支援を目的に延長保育事業を実施するため、延長保育料金を規定することに伴い、改正するものです。

次に、議案第7号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例についてありますが、城里町介護保険特別会計（保険事業勘定）の財政運営の健全化を図ることを目的として、平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険料について改正するものです。

次に、議案第8号 城里町公共下水道条例の一部を改正する条例についてありますが、公共下水道桂処理区の大字御前山の一部の整備が完了し、供用開始になるため改正するものです。

次に、議案第9号 城里町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、公共下水道桂処理区の大字御前山の一部の整備が完了し、賦課対象区域になるため改正するものです。

次に、議案第10号 城里町営住宅設置条例の一部を改正する条例についてありますが、桂地区舟渡団地の解体に伴い、舟渡団地を削除するため改正するものです。

次に、議案第11号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてありますが、国において法律が施行されたことに伴い、関係町条例の一部を改正するものです。

次に、議案第12号 公の施設の広域利用に関する協議についてありますが、県央地域構成市町村による広域連携事業で指定する公の施設について、協議を行う必要が生じたため、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第13号 城里町建設計画の変更についてありますが、国において東日本大震災により被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が施行され、地方債の特例が延長されたことに伴い、城里町建設計画を変更するため、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第14号 町道路線の廃止についてありますが、大字錫高野地内、町道8-1222号線（三ツ塙線）の供用開始に伴い、交差する町道8-1065号線を、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により廃止するものです。

次に、議案第15号 町道路線の認定についてありますが、廃止となる町道8-1065号線について、町道8-1222号線（三ツ塙線）の区域を除く前後の区域を、町道8-1065号線及び町道8-1224号線として、道路法（昭和27年法律第180号）第8条2項の規定により、それぞれ認定するものです。

次に、議案第16号 町道路線の変更についてありますが、大字石塚地内、町道1516号線（池の内片山線）の供用開始に伴い、町道0201号線及び町道1014号線に一部重複部分が生じ、起点または終点を移動するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により変更するものです。

次に、議案第17号 平成23年度城里町一般会計補正予算（第6号）についてであります
が、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,565万5,000円を追加し、予算の
総額を歳入歳出それぞれ111億2,966万3,000円とするものです。

歳入では、町税、地方交付税、分担金及び負担金、県支出金、財産収入及び寄付金を追
加し、国有提供施設等所在市町村助成交付金、地方特例交付金、使用料及び手数料、国庫
支出金、繰入金、諸収入及び町債を減額するものです。

歳出では、総務費、民生費、商工費、消防費及び災害復旧費を追加し、衛生費、農林水
産業費、土木費及び教育費を減額するものです。

次に、議案第18号 平成23年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につ
いてであります、事業勘定において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
7,024万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ24億6,443万9,000円とするもの
です。

歳入では、国庫支出金、繰入金及び諸収入を追加するものです。

歳出では、諸支出金を減額し、総務費、保険給付費、後期高齢者支援金及び前期高齢者
納付金等を追加するものです。

次に、議案第19号 平成23年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につ
いてであります、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ381万9,000円を減額
し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億283万円とするものです。

歳入では、繰入金を減額するものです。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものです。

次に、議案第20号 平成23年度城里町介護保険特別会計補正予算（第4号）につ
いてあります、保険事業勘定において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ936
万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,229万1,000円とするものです。

歳入では、保険料、支払基金交付金及び繰入金を減額し、国庫支出金及び県支出金を追
加するものです。

歳出では、総務費を減額し、保険給付費及び諸支出金を追加するものです。

次に、議案第21号 平成23年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につ
いてあります、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億750万3,000円を
減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,898万6,000円とするものです。

歳入では、分担金及び負担金及び繰入金を追加し、使用料及び手数料、国庫支出金、諸
収入及び町債を減額するものです。

歳出では、下水道事業費及び公債費を減額し、災害復旧費の財源内訳を変更するもの
です。

次に、議案第22号 平成23年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）に
ついてあります、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,508万6,000円を

減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,225万5,000円とするものです。

歳入では、繰入金及び諸収入を追加し、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金及び町債を減額するものです。

歳出では、農業集落排水事業費、公債費及び災害復旧費を減額するものです。

次に、議案第23号 平成23年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。まず、収益的収入及び支出においては、収入支出予算の既決予定額からそれぞれ2,134万円を減額し、収入支出の予定額をそれぞれ6億5,179万円とするものです。

収益的収入では、他会計補助金を追加し、受託工事収益を減額するものです。

収益的支出では、総係費を追加し、受託工事費を減額するものです。

次に、資本的収入及び支出においては、資本的収入の既決予定額から3,640万8,000円を減額し、収入予定額を2億3,462万6,000円とし、資本的支出の既決の予定額から3,796万7,000円を減額し、支出予定額を4億6,459万7,000円とするものです。

資本的収入では、企業債、国庫補助金及び一般会計補助金を減額するものです。

資本的支出では、水道建設事業費を追加し、配水管布設費を減額するものです。

次に、議案第24号 平成24年度城里町一般会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ88億9,000万円で、前年度当初比8.3%の減であります。

厳しい財政環境の中での予算編成ではありますが、予算の執行に当たりましては、町民の福祉の向上と活力あるまちづくりのため全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいりる決意であります。

次に、議案第25号 平成24年度城里町国民健康保険特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

まず、事業勘定の予算総額は、歳入歳出それぞれ24億9,416万5,000円で、前年度当初比5.7%の増であります。

次に、施設勘定の予算総額は、歳入歳出それぞれ2億4,221万7,000円で、前年度当初比6.2%の減であります。

予算の執行に当たりましては、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、社会保障及び保険給付事業の充実に全力を傾注し、また、特定健診、特定保健指導を通じて、町民の健康維持、健康増進に寄与してまいりる決意であります。

次に、議案第26号 平成24年度城里町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ2億427万5,000円で、前年度当初比1.1%の減であります。

予算の執行に当たりましては、町民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図ることに全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいりる決意であります。

次に、議案第27号 平成24年度城里町介護保険特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

まず、保険事業勘定の予算総額は、歳入歳出それぞれ15億3,319万1,000円で、前年度当初比5.9%の増であります。

次に、介護サービス事業勘定の予算総額は、歳入歳出それぞれ438万3,000円で、前年度当初比5.7%の増であります。

予算の執行に当たりましては、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態になった方に対し、共同連帯、相互扶助の理念に基づき、適切な介護予防給付サービス計画を策定し、介護給付の提供を実施するなど、町民の期待と信頼に応えてまいりる決意であります。

次に、議案第28号 平成24年度城里町公共下水道事業特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億8,944万4,000円で、前年度当初比4.0%の減であります。

予算の執行に当たりましては、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいりる決意であります。

次に、議案第29号 平成24年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,587万3,000円で、前年度当初比55.3%の減であります。

予算の執行に当たりましては、農業集落における生活環境の整備及び公共用水域の水質の保全に全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいりる決意であります。

次に、議案第30号 平成24年度城里町水道事業会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

収益的収入及び支出については、収入支出予定額それぞれ6億6,159万6,000円であります。

また、資本的収入及び支出については、資本的収入予定額が5億750万5,000円、資本的支出予定額が7億4,140万円であります。

予算の執行に当たりましては、清浄にして豊富な水の安定供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善のために全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいりる決意であります。

以上、30議案の概要について一括ご説明いたしました。慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案書差し替え

○議長（小松崎三夫君） ただいま町長より、日程第33、議案第31号について議案書を差し替えたいとの申し出がございました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案書を差し替えることに決定いたしました。

事務局長に議案書を配付させます。

〔議案書配付〕

議案第31号 城里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第33、議案第31号 城里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 議案第31号 城里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。平成24年3月31日をもって任期満了となります教育委員のト部徳也さんを再任するものであります。

ト部さんは現在、教育委員として本町教育の進展にご尽力をいただいております。

性格は温厚にして人望も厚く、人格、識見ともに最適任者であります。よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げたいと思います。

日程変更

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

議事日程の一部を変更し、議案第31号を先議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号を先議することに決定いたしました。

議案第 3 1 号 質疑、討論、採決

○議長（小松崎三夫君） それでは、議案の質疑に入ります。

議案第31号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第31号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより、議案第31号 城里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、午後 1 時10分まで休憩いたします。

午後は、議案第24号 平成24年度城里町一般会計予算から議案第30号 平成24年度城里町水道事業会計予算についての 7 会計の質疑から入りますので、よろしく願いいたします。

午前 1 1 時 5 8 分休憩

午後 1 時 1 0 分再開

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、4 番河原井大介君が早退いたしました。

議案第 2 4 号～議案第 3 0 号 質 疑

○議長（小松崎三夫君） ここで、平成24年度予算については予算特別委員会を設置し、付託の上、審議したいと存じますので、議案第24号 平成24年度城里町一般会計予算から議案第30号 平成24年度城里町水道事業会計予算についての 7 会計の質疑に入ります。

最初に、議案第24号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第28号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第29号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第24号 平成24年度城里町一般会計予算についてから議案第30号 平成24年度城里町水道事業会計予算についての7会計の質疑を終結いたします。

予算特別委員会の設置・付託

○議長（小松崎三夫君） 続いて、議案第24号から議案第30号の7件についてお諮りいたします。

議案第24号 平成24年度城里町一般会計予算についてから議案第30号 平成24年度城里町水道事業会計予算については、地方自治法第110条及び城里町議会委員会条例第5条の規定により予算特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第24号から議案第30号については、議案付託表のとおり予算特別委員会に付託し、常任委員会ごとに所管分を審議することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に、ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任を議員控室にてお願いいたします。

午後 1 時 1 7 分休憩

午後 1 時 2 3 分再開

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

予算特別委員会委員の選任

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、城里町議会委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、議長において次の諸君をご指名申し上げます。

1 番 菌部 一君、2 番 余水紀夫君、3 番 三村孝信君、4 番 河原井大介君、5 番 関 誠一郎君、6 番 加藤文夫君、7 番 阿久津則男君、8 番 桐原健一君、9 番 小林祥宏君、10 番 南條治君、11 番 杉山 清君、12 番 三村由利子君、14 番 鯉渕秀雄君、15 番 根本正典君、16 番 小坪 孝君の以上15名の諸君を予算特別委員会委員にご指名申し上げたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました15名の諸君を予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に予算特別委員会を開き、正副委員長の互選を願います。

午後 1 時 2 4 分休憩

午後 1 時 2 5 分再開

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

予算特別委員会正副委員長の報告

○議長（小松崎三夫君） 休憩中に予算特別委員会を開き、正副委員長の互選をしていただきましたので、ご報告いたします。

委員長に 9 番 小林祥宏君、副委員長に10番南條 治君が選任されましたので、ご報告いたします。

陳情第 1 号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出に関する陳情

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第34、陳情第1号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出に関する陳情について、南條議会運営委員長のご意見を賜りたいと思います。

議会運営委員長南條 治君。

〔議会運営委員長南條 治君登壇〕

○議会運営委員長（南條 治君） それでは、ご報告申し上げます。

議会運営委員会を代表いたしまして、陳情第1号の取り扱いについて意見を述べさせていただきます。

陳情第1号の取り扱いについては、慎重に審議すべきと考えます。よって、陳情第1号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出に関する陳情は、総務民生常任委員会へ付託し、会期中の審査をお願いいたします。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

ただいまの南條議会運営委員長の発言のとおり、陳情第1号については総務民生常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることにしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号については総務民生常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

常任・議会運営委員会委員の選任について

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第35、常任委員会委員の選任について及び日程第36、議会運営委員会委員の選任については、後刻、審議する予定であります。

散会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日7日から13日までは休会ですが、7日及び9日の2日間は、予算審議のため常任委員会を予定しております。議員各位は所管の委員会にご出席くださるようよろしくお願いいたします。

次の会議は9日目の14日午前10時に再開し、通告第1号、3番三村孝信君の一般質問から入りますので、午前9時50分までに控え室にご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 1 時 3 0 分散会

平成24年第1回
城里町議会定例会会議録 第2号

平成24年3月14日 午前10時04分開議

1. 出席議員

1 番	菌 部 一 君	9 番	小 林 祥 宏 君
2 番	余 水 紀 夫 君	10 番	南 條 治 君
3 番	三 村 孝 信 君	11 番	杉 山 清 君
4 番	河原井 大 介 君	12 番	三 村 由利子 君
5 番	関 誠一郎 君	13 番	小松崎 三 夫 君
6 番	加 藤 文 夫 君	14 番	鯉 渕 秀 雄 君
7 番	阿久津 則 男 君	15 番	根 本 正 典 君
8 番	桐 原 健 一 君	16 番	小 坪 孝 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	阿久津 藤 男
副 町 長	小 山 一 夫
教 育 長	石 原 道 明
代 表 監 査 委 員	一 木 ・ 彦
総 務 課 長	三 村 主
企 画 財 政 課 長	阿久津 保 巳
税 務 課 長	柏 由美子
町 民 課 長	松 崎 榮
保 険 課 長	川 又 重 光
健 康 福 祉 課 長	山 口 充 彦
産 業 振 興 課 長	高 松 輝 美
都 市 建 設 課 長	矢 内 勝 浩
下 水 道 課 長	柳 橋 和 幸
会計管理者（会計課長）	小 林 恵 子
水 道 課 長	関 谷 一 美
農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 田 均

教育委員会事務局 長

茅 根 文 夫

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長
主 任 書 記
書 記

仲 田 不二雄
所 久美子
川 村 英 治

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成24年3月14日（水曜日）

午前10時00分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午前10時04分開議

議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は16名です。

開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
なお、説明のため町長、副町長、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席しております。

傍聴人4名を許可いたしました。

議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

一般質問

○議長（小松崎三夫君） それでは、日程第１、一般質問を行います。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いいたします。

また、質問回数は３回まで、質問時間は60分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔をお願いいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問される方は重複質問はしないようお願い申し上げます。

それでは、通告第１号、３番三村孝信君の質問を一括質問一括答弁方式により許可いたします。

３番三村孝信君。

〔３番三村孝信君登壇〕

○３番（三村孝信君） それでは、通告による一般質問を始める前に、一言申し上げたいと思います。

昨年の東日本大震災から１年を過ぎるわけではありますが、その間、執行部においては、これまでにないような被害に対してしっかりと対応されたことを感謝申し上げたいと思っています。

また、今回18名の役場職員の方が退職を予定されているという連絡をいただきました。その中に、この中から税務課長の柏 由美子さん、町民課長の松崎 榮さん、それから健康福祉課長の山口充彦さん、それから下水道課長の柳橋和幸さん、４名の方が退職されるということで、心からこれまでのご労苦に対して感謝申し上げたいと思います。

特に、ちょうど管理職になった時期が合併の時期、そして震災というふうに、非常に困難な時期を役場職員として町民のためにご活躍されたということで、心から感謝申し上げたいとともに、まだまだ定年とはいえ非常に若いです。今後もぜひとも町の発展のためにご尽力をいただければと思います。本当にありがとうございました。

それでは、１番から７番までたくさん項目があるので、一括質問にしましたので、こちらの質問も簡潔にしたいと思うので、答弁のほうも要領よく簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、まず、庁舎建設事業についてお伺いいたします。

財源についてということなのですが、１点目として、財源について執行部としてはどのような計画を持っていらっしゃるのか。特例債の延長措置があったということで、それを活用してということなのでしょうが、その計画をお聞かせ願えればと思います。

続いて、震災によって補助金というのが国のほうから期待できるというような話もある

わけですが、その辺はいかがになっているのか。

それから、建設の場所は、検討委員会の中で現城里町庁舎敷地内というふうなことが決定されたということなのですが、敷地のどの辺というようなことで計画があれば、検討委員会との整合性もあるでしょうから、わかる範囲で、計画されている範囲で結構です。

以上３点をお聞きしますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、教育についてであります。まず１点目として、小学校再編後の学校の運営等については状況、そういう問題点等、改善等があればお願いをしたいと思っております。

学校再編に関しましては、非常に困難な事業を１年間という準備期間を経てとどこおりなくし遂げられたということで、高く評価する点であります。今後中学校等の再編等というのはどのように考えているのかをお聞きしたいというふうに考えております。

また、もう一点として、例えば七会中学校の例でとりますと、学習に関しては十分支障はないということなのですが、団体競技の部活動においては、少人数のため支障を来しているというようなことがあります。サッカーとか、野球をやりたいという生徒がどうしても続けるためには、越境して通わなければならないというような状況が生まれているということも聞いております。そういう場合、合同チームというような形になるのかと思うんですが、そういう合同チームの場合、大会の参加等で制約があると聞いておりますが、その辺のところについてお伺いしたいと思っております。

続いて、２点目ですが、常北幼稚園の延長保育についてです。

７年前、合併以前から、常北町のころからこの常北幼稚園については延長保育をやりたいということで、何度も諮問委員会に答申をしてきたわけですが、そのたびに保育園との整合性がとれないというようなことで、何度も拒否されてきました。今回、これが実現されたということは、非常に立派な判断だったと思っているわけであります。

今回、この予算が計上されているのが123万2,000円ということであります。これで延長保育ができたのかということであれば、もっと早くこういう決断をできなかったのかなというふうに私自身が反省をしております。さらに、今回５時までというようなことなのですが、今就業形態は、派遣、臨時、パート、アルバイト、いろいろな形態があります。そういう中で、今後５時という終業時間をさらに延長できないか、この辺のところも答弁を願います。

続いて、新年度より石塚小へ障害者の受け入れを決定したというようなことで、バリアフリー化の予算として1,000万円強の予算を計上しております。その経過をご説明を願いたいと思います。

以上が教育についてであります。

続いて、３点目の農業についてですが、新規就農者については、県のほうも新規就農者の総合支援事業として、就業前２年、就業後５年、各年150万円掛ける７年間ということ

で、1,050万円というような補助を出すということを決定しております。力を入れるということなんでしょうが、これまでの町の新規就農者の実績等、それから、今後の取り組み方についてお伺いをしたいと思います。

続いて、農産物のブランド化についてであります。七会産の米と赤ネギ、そしてお茶というようなものをブランド化事業の中で取り上げていきたいというようなことですが、六次産業化推進支援事業というのを県が行っております。生産、加工、販売ということでしょうが、町としてもこういった取り組みをもっと活発に行ってもらいたいという希望があります。

合併の大きな柱の中にグリーンツーリズムというのがあるんですが、合併事業は順調にこなされていると思うんですが、このグリーンツーリズム事業に関しては、当初からどうもはっきりした数値目標や建設目標とか、そういったものがなかったために、どうもいま一つというような印象を持っております。

そういう中で、産業振興課は一生懸命取り組んでいると思うんですが、この農産物のブランド化、それから六次産業化ということに、町としてもっと力を入れてもらいたいというような希望を持っております。その辺についてお伺いします。

続いて、物産センター、直売所については、風評被害ということで、各物産センターの売り上げは落ちているのかなというふうに推測できます。今年度の売り上げ実績等をお知らせ願いたい。それと同時に損害賠償については、賠償してもう賠償金は入っているのかどうか等もご報告願いたいと思っております。

また、常北の物産センターについては、民間の持っていた株券は木元氏のほうで買い上げて、町からも町の持ち分というのは減らすというような方向で検討していると思うんですが、その辺の経緯についてご報告を願いたいというふうに思います。

私としては、常北物産センターというのは最初から1,000万円ぐらいの赤字を抱えてスタートし、しかもそれを伏せたまま株を募集したというような、ちょっとスタートの時点でやや問題のあった株式会社です。この際、町長にお願いしたいのは、きちっとした清算をして、町はできればこの物産センターの経営とか株とかから一切手を引くというような形をとったほうが私としては望ましいと思うんですが、あわせてご答弁を願いたいと思います。

続いて、4点目、ネットスーパーについてですが、これは新聞に急に載った事業で、その後どうなっているのかなという報告もなかったものですから、お聞きしたいと思います。

続いて、観光レクリエーションについてです。

ホロルの湯についてであります。運営状況と今後の集客等についてどのように考えているのかということでお伺いしたいと思います。震災にもかかわらず、入場者数が増加していると。売り上げも増加しているというような話も聞いております。それらの要因等についてお聞きしたいと思います。

それから、今度はホールの関係について言えば、開発公社がこれまで物産センターが運営していた売店を管理するというようなことです。これについてどのような経営を考えているのか。

続いて、築10年を経過するわけでありますが、かなり傷んでいる箇所もあると聞いております。そういう大改修、リニューアル等についての考えはあるのか、お聞きします。

最後に、ホールに置いてあるからくりオルゴールについてお伺いをいたします。

からくりオルゴールについては、これは私が当時執行部のころに入れたわけですが、いつごろから壊れて動かなくなっているのか。また、今の状態だとフリーマーケットやイベントをするのに邪魔なので、撤去してほしいというような意見もあると聞いております。動かなくなってしまうのがからくりではないと思いますが、この辺をどのように考えているか、ご答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

それから、緊急雇用創出事業についてお伺いをします。

緊急雇用創出事業に関しましては、平成21年から平成23年の間、国の臨時経済対策の一環として、県に基金を設置して緊急雇用を実施したというようなことであります。その後、24年に関しましては、災害緊急雇用対策対応分として1年間延長されたということで、茨城県を含む被災地9県が対象になったということでございます。その中で、今回予算計上している中に、放射線量の測定と道路パトロール事業という2つがあるんですが、その2つについて、何名採用したのか。

それから、放射能に関しましては、具体的な検査方法、それと資格等についてお伺いをしたいと思います。

それと、この緊急対策雇用事業で、これまでどれぐらいの実績を上げているのか。平成23年度だと大体20人ぐらいということなんですが、24年度はどれぐらいの雇用になっているのかもあわせてお伺いいたします。

続きまして、火葬費の補助についてであります。これは報告第5号にありますので、詳しい説明は結構です。ただ、これは長年私が訴えてきたことでありまして、実際に今回執行部の判断というのは非常に立派というか、大英断であったと思って、これで大分不公平感はぬぐわれるのではないかなというふうに感じております。執行部の話を聞いてからちょっとつけ加えたいと思います。

それから、7番目であります。ふれあいサロンについてであります。

このふれあいサロンについては、城里町の一押しは何だというような質問をされたら、高齢者が元気なところだというようなことがパンフレットにも載っています。生涯現役で農作業などに汗を流す人が多く、住民と社協が一丸となって取り組む介護予防活動が盛んな町だと。生涯現役率とかいうんですか、元気で働いている元気な高齢者が多いというのでは県内一だというような話も聞いております。

そういう中で、シルバーリハビリ体操指導士が80名以上もいて、サロン登録者数も900人以上だというようなことです。こういうサロンを立ち上げ、そして、これほどまでにサロンを増やし、そして、活発な活動をされるまでにどのような経過があったのか。それから、今後サロンをますます発展させるのにはどういう考えでいるのかをお伺いしたいと思います。

以上、大きく分けて7点であります、ご答弁をお願いします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 三村孝信議員の質問にお答えしていきたいと思います。

最初に、庁舎建設の事業について、その財源等についてのご質問がございました。

庁舎建設の財源といたしましては、今のところ合併特例債による起債と基金の取り崩しによる資金調達、そして、一般財源を考えているところでございます。庁舎の建設につきましては、国や県の補助事業や返済が優遇される有利な借入金の制度はないため、通常庁舎建設に充てられる起債は、優遇措置のない一般単独事業債となりますが、本町の場合、平成31年度までに限り対象事業費の95%まで借り入れることが可能であり、さらに、返済額の70%が交付税で賄われる合併特例債を活用することができるわけでございます。

この合併特例債につきましては、有利な財源とはいえ、償還のための後年度負担を伴いますので、建設費の抑制はもちろん基金等の併用もあわせ財源を確保し、合併特例債の活用効果の高い事業実施を考えておるわけでございます。

それと、庁舎建設に係る国・県補助金につきましては、今のところ創設されておりませんが、先月総務省に伺い、要望活動を行ってきたところでございます。その中で、福田昭夫総務大臣政務官と面談いたしました、今のところ庁舎建設に係る補助制度は決まっておらず、被災地における庁舎建設計画については、本町の働きが一番早かったというようにお話をされました。

そのようなこともあり、補助金等については前例となるため、慎重に対応することが今後被災地市町村での庁舎建設に係る補助要望に対処するためにも、早急に検討させていただきたいという回答をいただいております。

基金の残高等につきましては、後ほど担当課長のほうから説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、小学校の再編制後の学校運営等につきまして、昨年4月1日に関係各位のご協力によりまして、町内の小学校10校を5校に再編し、間もなく1年が経過しようとしておるところでございます。特に今のところ問題等もなく、学校運営ができていたとの報告を受けており、安心しているところでございます。

また、中学校の再編につきましての質問でございますが、確かに現在七会中学校において、生徒数の減少により部活動の団体競技ができない状況にあることは報告を受けておる

わけでございます。そのようなことから、今後中学校の再編も視野に入れていかなければならない時期というものがあるのではないかなと思って、考えているところでございます。

詳細につきましては、教育長のほうから答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、常北幼稚園の保育延長につきましてのご質問でございますが、常北幼稚園の延長保育につきましては、平成24年度から実施を目指しまして、教育委員会で準備を進めておりますので、この点につきましても、詳細につきましては、教育長のほうから答弁させます。

それと、障害者を持つ児童の入学につきましては、平成24年度から石塚小学校に1名入学するとの報告を受けております。このような中で、一部バリアフリーが行き届いていない部分がございますので、本定例会において補正予算をご提案させていただいております。

この点につきましても、詳細につきましては教育長のほうから答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

農業問題につきまして、新規就農者についてというふうなご質問かと思いますが、今日の農業行政につきましては、後継者不足や高齢化による耕作放棄地の増加、TPP交渉への参加など厳しい環境にあり、深刻な問題になっておるところでございます。現在、国においては持続可能な力強い農業を実現するため、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針、合同計画が策定されまして、その中で、食料自給率50%を目指した施策を展開することとしております。

これまで本町におきましては、新規就農者の定着に力を注いでまいりましたが、今では県から認められた新規就農者が三十余名数え、現在2名の方が町内の農家において研修中でございます。既に中核農家として活躍されている就農者もあり、認定農業者も2名誕生しておるところでございます。今後は引き続き農業後継者を初め新規就農者の確保を図るため、国・県の各種施策を最大限に活用し、農業の活性化に努めてまいりたいと思っております。

また、これにつきましての預金等につきましては、いろいろあろうかと思いますが、その件につきましては、担当課長のほうから、もしあれば説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、農産物のブランド化についてでございますが、本町の農産物に付加価値をつけ、生産者の安定した収入を確保するために、平成22年3月に城里町ブランド創出協議会を立ち上げました。今月開催される協議会では、桂地区で生産されている赤ネギ「レッドポアロー」や昨年静岡県で開催されたお米日本一コンテストで日本一に輝いた「ななかいの里コシヒカリ」を推奨品としてブランド化を図ってまいりたいと考えております。

本来であれば、早い時期にブランド化を図り、町の内外にPRしていく予定でございましたが、東京電力福島第一原子力発電所事故による農産物等への放射能汚染等が懸念され

たことから、ブランドに向けた取り組みが遅れ、この時期になってしまったところでございます。

現在も本町を代表する県の三大銘柄茶である古内茶と七会のやぶきた茶が、いまだに出荷制限が解除されていない状況にございます。今後は、放射能測定器を購入いたしましたので、農産物の安心・安全に努めながら、お茶に対する生産出荷対策に協力、援助しながら、地元農協や県の普及センターなどの関係機関と連携して、ブランド化を推進してまいりたいと考えております。

そうした中で、そういうものについての六次産業については、これから農協等の協議をしながら、活発に取り組んでいきたいと思っております。

それから、物産センター等の直売所について申し上げます。

物産品直売センター「かつら」の状況につきましては、本年1月末現在の入り込み客数が約18万5,000人で、前年対比で見ますと約2万人減少しており、売上額につきましても約2億2,000万円で、前年対比で約3,000万円の減少となっております。中でも、農産物の直売部門が2割減、加工品、土産品部門が1割減となっており、食堂部門はほぼ前年と同額になっておるところでございます。

これらの減少要因としては、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響でございますが、東京電力に対しましては、損害賠償を請求しており、今月中に545万556円が入金され、収支については赤字計上しないで済むものと思っております。本年4月にはオープン20周年祭の開催を計画しており、あわせて施策中のオリジナルまんじゅう等の製造販売も予定しておるところでございます。

次に、物産センター「山桜」の状況につきましては、本年1月末の状況でございますが、入り込み客数が約14万人、前年対比で約2万2,000人の減、売上額が約1億3,700万円となり、前年対比で約2,700万円の減となっておるところでございます。

放射能汚染の影響に伴い、農産物等の直売部分が2割減、加工品、土産部門で1割減、食堂部門では3割減となっており、東京電力からの損害賠償金として542万1,503円が既に入金されておるところでございます。今年に入り、客数、販売額ともにほぼ前年並みに戻りましたが、依然として厳しい経営状況ではございます。

次に、常北物産センターの状況についてでございますが、平成23年度の第17期定時総会の決算では4,544万7,000円の累積赤字を計上しております。また、年間の運営経費として町からの借り入れ1,500万円のほかに、金融機関から1,350万円の借り入れ、ホロルの湯売店等で運用をしております。

今回、平成23年度の補正予算につきましては、開発公社によるホロル内売店を含む一括管理運営と常北物産センターの累積赤字の軽減を図るため、ホロル売店買収費補助金として1,560万円を計上いたしているところでございます。今後の予定といたしましては、ホロルの湯の売店の譲渡により、町からの借入金1,500万円を返済し、次の株主総会におい

て役員改選をいたしまして、新体制による民間経営方式によるという形で運営される予定で今考えているところでございます。

それから、城里町のネットスーパーについてご質問があったと思いますが、ネットスーパーにつきましては、買い物弱者対策と地元産農産物等の消費拡大を目的に、物産センター「山桜」と特産品直売センター「かつら」が中心となり、平成23年2月7日から試行運用を開始いたしました。試行運用を開始した後の3月11日には東日本大震災が発生し、その影響とともに東京電力福島第一原子力発電所の事故もあり、農畜産物への放射能汚染、さらには風評被害により、両施設ともに商品の売り上げが落ち込み、対応に苦慮してまいりました。現在約60名の方がネットスーパーの会員として登録しており、1回当たり平均で2,000円の買い物をしている状況でございます。

また、この事業の充実を図るため、協議会の設立に向け、町直売所、商工会の会員、生産者の代表による打ち合わせを毎月開催しており、内容につきましては、販売商品充実のための加盟店の募集、販売店の拡充等で、町内はもとより県内全域を対象に販売していくことを検討しております。

まだまだPR不足であり、浸透していない部分もございますが、県内各地域においても導入されている事例が増えておりますので、数年先を見据えますと、日常当たり前のことになることが予想されるところでございます。もう少し長い目で見ていただければと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げたいと思います。

観光レクリエーションの健康増進施設ホロルの湯についてでございますが、昨年の東日本大震災によりまして、施設の一部に亀裂や破損等の被害を受けましたが、幸いにも大きな被害は免れたところでございます。震災翌日からの営業はできませんでしたが、12日後の3月23日には部分営業を再開し、5月3日から通常営業に切りかえました。一時は入場者数が急激に落ち込みましたが、6月以降は増加傾向に転じ、平成24年1月末現在の入場者数と収支の状況では、前年と比較し、入場者数で4,448人、売上額で1,000万円ほど上回っております。増加の要因といたしましては、屋内プールの利用者が増えたことや食堂での飲食メニューの改善など、不断の営業努力、無料送迎バスの運行が定着してきたことなどが考えられます。

これからの物産センターの売店のことにつきましては、まだこれから考えていかなければならない点が多々ありますので、よろしくご指導のほどをお願いしながら、考えていきたいと思っております。

それから、その健康増進施設ホロルの湯の正面にからくりオルゴールがございまして、制作時には相当の経費をかけたと聞いておりますが、現在故障中でございます。いつごろからだめになったのか、ちょっと私のほうでは今のところわからない面があるのですが、売店の有効利用も考えていかなければならないということを考えますと、撤去の方向で検討してはどうかという考えでいるところでございます。

もしいつごろだめになったのか、そういうことが担当課長のほうでわかれば、担当課長のほうから報告させたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それから、緊急雇用創出事業について、道路パトロール等の事業でございますが、道路パトロール事業につきましては、町で管理している道路や河川におきまして、依然として震災の影響が残されており、特に道路につきましては、震災から1年が経過した現在も余震による新たな路面陥没等が発生していることから、道路、河川等のパトロールを行い、軽微なものにつきまして、応急復旧業務を実施するものでございます。今回この緊急雇用創出事業の補助金を活用して、臨時職員1名を直接雇用する計画でございます。

緊急雇用創出の事業についての実績等につきましては、担当課長のほうから説明させたいと思います。

それから、火葬費補助金の見直し等につきまして、ご質問がございました。火葬費補助金の見直しにつきましては、前にも三村議員から火葬費の地域間格差についてご指摘をいただいたところでございます。今回公衆衛生の充実と地域間格差の是正を図るため、本定例会に報告事項としてご提案させていただきました。

内容等につきまして、詳細につきましては担当課長のほうから答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

ふれあいサロンにつきまして、ご質問がございました。

ふれあいサロンにつきましては、介護保険法に基づく地域支援事業として位置づけており、目的としては高齢者の体力維持、閉じこもり予防と同時に、高齢者に係る情報収集や地区の課題を把握することになるところでございます。このサロンは、歩いて行けるような身近な場所で開催され、お互いが支え合い、助け合う関係を築くための地域活動であり、シルバーリハビリ体操指導士会の皆さんや、また、ボランティアの協力により多彩な行事が行われているところでございます。

本年2月末現在、町内41カ所のサロンが活動中でございまして、登録者数も900人を数えております。間もなく42カ所目、これは高久地区と聞いておりますが、あすサロンが立ち上げられる予定でございますので、私も出席してきたいと思っております。それぞれの行政区にサロンを開設できるよう努力して、お年寄りたちが生きがいを持って生活できるようなそういう城里町にしていければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます、ご答弁といたしたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 企画財政課長阿久津保巳君。

〔企画財政課長阿久津保巳君登壇〕

○企画財政課長（阿久津保巳君） 3番三村議員さんのご質問にお答えします。

庁舎建設の財源、基金の残高であります。目的に沿って庁舎建設に使えます基金としましては、財政調整基金と公共施設整備基金であるかと思えます。残高であります。平成24年度の当初予算編成後の残高であります。財政調整基金で16億9,500万円、また、公

共施設整備基金で6億9,500万円であります。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

〔総務課長三村 主君登壇〕

○総務課長（三村 主君） 庁舎建設事業の中で、建設場所というご質問がございましたが、新庁舎につきましては、検討委員会のほうにお諮りをいたしまして、今解体中の庁舎、さらには保健センター、このコミュニティセンターが存在するエリア内ということでご理解をいただいております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君。

〔教育長石原道明君登壇〕

○教育長（石原道明君） 3番の三村議員さんに、教育関係のことについて補足説明をさせていただきます。

まず最初の小学校の再編後の学校運営というふうなことでございますけれども、現状として、私のほうでは、各新設された小学校に4つのことを注意してくださいという要望をいたしました。その1点は、児童たちが円満な交友関係が保てるようにということです。学校が統合して児童数が増加しました。その中での交友関係が拡大していくんですが、その協調というふうなことが大変重要ですし、生活の安定にもつながるということで要望をしております。

2点目は、交通事故の防止と安全教育と。学区が拡大し、児童の行動範囲が広くなりましたので、スクールバスの利用等により交通事故に遭う可能性も非常に強くなりました。万全な安全対策をとるようお願いしてございます。

3点目は、スクールバスの利用によって児童の運動量の減少でございます。徒歩通学より運動量が当然減りますので、体力強化というふうなことで、業間等の時間を使った活用を学校に要望しております。

4点目は、特に保護者の不安というものを解消してほしいと。そのために学校から情報発信をしてください。担任が出します学年だより、校長が出しています学校だよりというふうなものをより細かく保護者に情報を提供してくださいとお願いをいたしました。

そのこともございまして、現在各学校では、先ほど町長からありましたように、事故もなく活気のある児童たちが競争意識も動きまして、充実した生活を送っていると。保護者からも再編をしてよかったというふうな声を聞いておりますので、私としても安心しているところです。

ただ、課題としては、編制によって地域と新しい学区の繋がりがやや希薄になるかなということを心配しておりますので、来年以降、このことに力を注ぎたいと思っております。

追加の質問がございました。中学校の問題でございますけれども、七会中においては、

団体競技の編制が非常に苦慮されております。県のほうに問い合わせましたところ、中学校の体育大会の規定に、合同チームの編制というのは項目としてございまして、ただし条件がございまして、1、2年生でやる新人戦については、片方の学校のチームが競技人数を上回っていても可能だと。ところが、総合体育大会という8月にやります1、2、3年がそろった大会なんです、このときはA校もB校も競技人数、例えば野球で言えば9人以下、両方とも以下でないとできないという規定があります。そのために、現在県内の中学校では、この合同チームというのは余り編制されていないと、こういうのが実情と聞いております。

ちなみに、平成24年度の七会中の生徒総数は49名、これが25年には40名、26年には39名と減る予定です。以上の数字を置かせていただきました。

2番目の幼稚園の延長保育のことですけれども、24年度からいろいろな要望がございまして、延長保育をすることになりました。保育時間、8時半から5時まで、そして、料金につきましては、平日は300円、長期休業中は800円、さらに、急に保育をしたい、臨時延長保育という制度も完備してございます。料金や時間につきましては、近隣の自治体の数字を参考にいたしました。

先ほどご質問ありましたように、時間延長等につきましては、今後実施していく中でご父兄の方々と相談をしながら、よりよい方法を展開したいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いをしたいというふうに思います。

続きまして、石塚小の障害者受け入れの件につきましてですが、本来でいきますと、障害者の受け入れは、いわゆる養護学校というところをお願いしているのが実情です。そして、これは保護者の負担というふうなものも含めまして、そちらのほうが適当であろうという判断をしております。今回の石塚小につきましては、ちょっとプライバシーのことがありますので、細かいことについてはご容赦願いたいんですが、受け入れてくれる養護学校が非常に遠いところしかなかったと。近くの養護学校がその条件に合わなかったということがございまして、保護者からぜひ石塚小に行きたいというふうなご要望がございまして、私どものほうでは就学指導委員会という組織がございまして、そこでいろいろなことを判断させていただいております。

本質的には障害があるというふうなことで、養護学校をお勧めした部分があったんですが、ご両親等の非常に強い希望がございまして、いろいろもう本当に数十回にわたって担当者がご相談を申し上げて、私どもとしてはできるだけの措置はします、ただし、これ以上はできないときには申しわけありませんけれども、という話し合いの上で、今回スロープ等のできる範囲の予算措置をとらせていただいております。

まだまだこの問題には6年間という長いスパンがありますので、今後検討しなければならないことが多々あると思いますが、できるだけご希望に沿いたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 産業振興課長高松輝美君。

〔産業振興課長高松輝美君登壇〕

○産業振興課長（高松輝美君） 三村議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

最初に、観光レクリエーション施設関係で、ホロルの湯のからくりオルゴールなんですけれども、ホロルの湯につきましては、平成14年6月にオープンしたんですけれども、何年ごろから動いていないというのは、ちょっと現在把握しておりません。恐らく五、六年動いていない状況だと把握しております。

それから、緊急雇用の件につきまして、今回放射線量の測定事業に当たりまして、資格等のご質問がございました。これにつきましては、専門的知識を有する者ということで、臨時職員を1名採用しております。この機器の取り扱いにつきましては、高度な測定技術、それから、科学的な知識を有する者をもって測定したいというようなことで、そのようなことで、緊急雇用で募集をかけたわけでございます。

本年1月15日から採用したものでございますけれども、今いる方が水戸市在住の方で、日立製作所に長年勤務をされておまして、携帯電話、あるいは電気関係の専門分野で、その専門職で従事された方を採用いたしまして測定しているところでございます。その間に機器を導入いたしまして、業者さんと呼んで勉強会を開いたり、内部研修を行ってまいりました。

それから、この臨時雇用に際しまして、実績等のご質問がありました。議員さん言われましたように、平成23年度現在につきましては、延べ約20名の方が臨時雇用として働いていただいております。24年度につきましても、震災復興というような特分けで、本年度17名の方の臨時雇用を見込んでございます。

内訳としましては、観光施設への送迎、あるいは社協さんでの送迎、これは23年度と同じでございます、それで5名、それから、介護認定の調査員のほうで1名、それと、放射能測定作業1名、それから、観光動態PRというようなことで4名を採用予定でおります。それから、道路、河川パトロール等で1名、それから、広報紙のデジタル化保存業務というふうなことで5名を採用予定で、合計17名を現在のところ見込んでございます。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 町民課長松崎 榮君。

〔町民課長松崎 榮君登壇〕

○町民課長（松崎 榮君） 3番三村議員さんのご質問にお答えいたします。

火葬費補助につきましては、常北のみでございまして、費用の2分の1を補助しております。水戸市斎場、おおみや広域聖苑で火葬した場合、13歳以上で個人負担が2万円、笠間広域斎場で火葬した場合、13歳以上で個人負担が2万5,000円となっております。桂地区では、おおみや広域聖苑で火葬した場合5,000円、七会地区では笠間広域斎場で火葬

した場合7,000円となっており、格差がございました。今回の見直しではできるだけ格差をなくしまして、常北地区の方が水戸市斎場を利用した場合、七会地区に合わせまして火葬費の負担金を7,000円としたものでございます。また、これに合わせまして、他の公営斎場、式場等の利用の補助も見直したものであります。よろしくお願いします。

○議長（小松崎三夫君） 3番三村孝信君。

〔3番三村孝信君登壇〕

○3番（三村孝信君） ありがとうございます。

非常に項目が長かったので、聞いているほうも混乱するのではないかと思います。2回目の質問は、簡潔に手短に言いますので、答弁のほうよろしくお願いします。

まず、庁舎建設なんですけど、場所はこの敷地内ということで了解をしました。

また、このコミュニティセンターも庁舎として利用するというようなことなんですけど、庁舎としてこの2階、3階を利用するというような計画もあると聞いております。そうすると、常北地区の図書館がなくなるんですね。桂図書館があるのでいいのではないかなというような考えもあるかと思うんですが、私はそうは思いません。常北地区にも七会地区にも必要だというふうに思っています。

ではどういう考えをしていったらいいのかということですが、今、石塚小の隣で学童保育をやっています。選挙事務所のようなスーパーハウスを2棟建てましてやっているんですが、子供の情操教育等を考えても、やはりここ七会の木材を使った木造の温かみのある施設等を建てる。そして、そこは敷地、畜連跡地ですが、町で借り上げています。あの辺へ図書館等を建設するというような考えをぜひ執行部には持っていただきたい。

それと、七会地区においても学校施設等で空きがあります。そういうところを使って、ぜひ図書館といったものを充実させていくことが大切なことだというふうに思います。

これは答弁は結構ですので、どうぞ今後検討してもらいたいというふうに思います。庁舎建設については以上です。

それと財源ですが、財調のほうで17億円、公共施設整備基金のほうで7億円ということなんですよ。建設総工費が15億円から17億円ということで、仮に16億円としまして、合併特例債を使えば95%、つまり15億円以上が起債として手当できると。しかも、そのうちの7割が見てもらえるということになると、その3割ということですよ。そうすると、5億円弱ぐらいで建てられるということです。しかし、起債に頼るということは借金を残すことでありますので、先ほど企画財政課長が言ったように、基金を取り崩してやるというようなことでしょうか、この基金残高であれば、まるまる基金を使ってもできるというようなことですよ。そういう中で、財政の硬直化が言われていますから、できるだけ基金を取り崩してバランスのよい財源の手当をしてもらいたいという希望があります。

それで、1点だけお伺いします。この国からの補助金は余り見込めないというようなことなんですけど、仮にこの補助金の手当ができるようなときに、合併特例債と併用はできる

のか。補助金ももらう、特例債も起債が認められるなんていうことができるのか、その1点だけ。できなければ、もう特例債と財調で基金を使ってやってもらうということになると思います。

以上、その1点だけお願いします。

2点目、教育についてであります。3点目の障害者の受け入れというのは、非常にすばらしい判断だと思っています。私は今から8年ぐらい前に、北海道の伊達市というところへ行ってきました。伊達市というのは、知的障害者等も含めて、障害者よ町に出よということで、一般のアパートとか借家を借り上げて、作業所等へそこから通って、そして、実際に生活をする。これはそういう周りの理解がなければできないことです。それを実践している市です。北海道の道南ですか。

そこで、私は今回、石塚小の障害者を受け入れるということについて、ご本人もそう、生徒さんもそうでしょうし、親もそうでしょう。それから、学校の先生、そして、学校のお友達、そして、他の父兄、いろいろな方に影響を及ぼすと思います。それはいろいろな影響ですから、それはいい影響とか、また、マイナスの影響とかというのは多々出てくるけれども、それがすべて勉強になるというふうに思っています。

将来エレベーターをつけなければならないなんていうことになるかもしれませんよね。しかし、それにもぜひ予算をつけて、こういった本当にマイノリティーをバックアップするという姿勢を執行部は示してほしいと切に願っております。これは答弁は結構です。

続いて、農業についてですが、ネットスーパー、長い目で見てくれということですが、これは実はあの当時私、そのネットスーパーに対して、セブンイレブン等は訪問販売を始めるよというようなことを言いましたが、セブンイレブンは既にもうかなりの勢いでこういった事業に取り組んでいます。実際に古内のセブンイレブンの店長さんは何度かテレビにも出ています。そういう中で、やはりこういったことはスピード感を持ってやらなければならないのではないかなというふうに思っています。ですから、こういったことはぜひもうできるものからどんどんやってほしいなというふうに思います。

あとブランド化についてですが、向こうから注文が来るぐらいにならないとブランドではないと思うので、ブランド品ブランド品と売り歩いているうちはまだまだです。もう製品をつくれればすぐ買い手が来て、売り切れてしまうよというぐらいまでに育てなければならないということです。大きなまちづくりの柱に六次産業化ということを掲げてやってみたらいかがですか。ご提案を申し上げます。これも答弁は結構です。

続いて、ホロルの湯ですが、さて、からくりオルゴールについてですが、いつ壊れたのかもわからないということは、ほとんど関心も示してこなかったのかなと思うんですが、町長は撤去ということなんですが、これは直そうとかという気持ちはないのかなというのをちょっと感じるんですが、この辺どういうふうに考えているのか。これも今回開発公社が売店を運営するというようなことがなければ、まだあそこにあのままあったような気が

するんです。ですから、今当然できなくても結構です。これは制作された方を私も存じていますので、そういう修理というようなことも一つではないのかなというふうには思うんですが、検討を今後してください。ここでの答弁もこれも結構です。

続いて、火葬費等の補助についてですが、実際この数字を述べると、なるほどなというふうに思うと思うんですが、負担金と分担金、それと補助金の違いはあるけれども、平成22年の場合、大宮広域斎場で火葬する場合、1体当たりどれぐらいの費用がかかっているというのを、負担金、分担金を件数で割ってみると、1件当たり大宮の場合で、これは桂地区ですが16万7,470円、笠間広域斎場、七会の場合ですが、これは1件当たり31万8,860円というのが、分担金を割るというそういう手法でやるとそういうふうになるんです。今までの常北地区はというと、1件当たり4万8,410円なんです。これだけ開きがあったと。だから、今回7,000円になって式場利用5分の4になる、補助が出るということは、これはある意味で言うところと妥当なんです。これもよく決断をしてくれたと思って感謝します。これは報告の中にあるので、これも答弁は結構です。

最後に、ふれあいサロンについてですが、非常に立派だなと思ったのは、歩ける場所につくるというこの趣旨は非常に立派だと思います。ですから、42カ所という非常にたくさんの方の箇所で、またもう一つできるんですか。ということで、町長もかなり張り込んでこのサロンに通っているというふうなことで、よく頑張っているなというふうに思っていて、もう一つ感心したのは、この議員さんの中で既にこのサロンに行っていると。南條議員さんがもうサロンに出ているというような、これも立派な心がけだなと思ひまして、容姿から見ればそれほど違和感はないと思うんですが、そういう点で、シルバーリハビリ体操士が80名以上と、本当に町の売りになります。

一つ私が思ったのは、この間はどんぐりというところを見学させていただいたんですが、どんぐりはコーラスグループがそのままリハビリグループ、サロンになったということです。それと、錫高野地区のように老人会がそのままサロンになるという場合、それから、純粋にシルバーリハビリ体操をやるという目的のためにサロンをつくったと。那珂西の3区なんかがそうらしいんですが、そういう中で、女性が元気だなというのはつくづく感じました。それで、男をこういうところへ連れてくるという取り組みを町長ぜひやってもらいたい。

私も一緒に体操をしろと言われたんですが、何かおむつを取りかえやすくするための体操と、それを聞いたときにちょっと抵抗があったんですが、それは大切なことで、いずれ通る道です。ですから、この次はトレーニングウェアで行こうかなというふうに思っているんですが、町長、こういったことはもっと情報発信したらいいと思うんです。この町は一生懸命取り組んでいるよと。

それで、財政課長、この間言っていたけれども、国保等に対する一般会計からの繰出金もう大変だよと。それを抑制するのは、やはり医者にかからないで丈夫なことです。そ

の取り組みとして非常に評価できるので、これは今後ぜひ力を入れてもらいたい。もう一回、町長からその決意を語ってもらって、あしたまたサロンで、今度は体操でもしてきてください。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 企画財政課長阿久津保巳君。

○企画財政課長（阿久津保巳君） 財源としまして、補助金がついた場合には、基本的には合併特例債と補助金の併用ができるということでなっております。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） ただいまサロンにつきまして、もっと情報発信をしたらいいのではないかなというように、ご指摘を受けましたが、サロンにつきましては、前に県のほうで、県議員さんも見学に来ていただいて、そういう内容等につきまして、県議員さんのほうにも説明をしたりしております。これからの中で、そういうふれあいサロンにつきまして、城里町ではこういうことをやっているというように、新聞社のほうにもいろいろ情報発信をいたしまして、やっていきたいと思っております。

本当にそういう面で、確かに女の方が大体6割7割の方で、男の方が少ないんですが、それは地区によっても相当違いがございます。みんな楽しくそういうサロンに行ってお話をして、家の中に閉じこもりにならないような中で、お話し合いをして楽しんで生活ができるようなサロンにこれからはしていきたいと思っております。

今回、あしたは高久地区だと思いますが、サロンの立ち上げをやる予定でおりますので、私も行きますけれども、対象のその地域によって一緒にやってきたり、また、すぐあいさつして帰ってきたりというようなこともございますけれども、なるべく皆さんとお話し合いをして、元気にしてやってあげれば本当に健康にとってもいいのかなと思っておりますので、皆さんも啓蒙申し上げたいと思います。

南條議員さんの話もありましたが、南條議員さんも何回かそういう席に出てきていただきまして、ごあいさつをしていただいてもあるところでございますので、皆さんもぜひ地区のサロンがあるというように聞き及んだときには、出席していただけたら大変ありがたいかなと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 3番三村孝信君。

〔3番三村孝信君登壇〕

○3番（三村孝信君） どうもありがとうございました。

今、町長から言ったように42カ所のサロンがあるので、各地区やっていますので、どうぞ議員の皆さんも参加してもらいたいという希望ですので、よろしくお願いします。

以上で質問を終わりにします。どうもありがとうございました。

○議長（小松崎三夫君） 以上で3番三村孝信君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第2号、10番南條 治君の発言を一問一答方式により許可いたします。

10番南條 治君。

〔10番南條 治君登壇〕

○10番（南條 治君） それでは、最初にごあいさつ申し上げます。

昨年3月11日に発生しました東日本大震災、マグニチュード9.0、そして、国内史上最大の地震と津波、東日本各地で尊い人命が奪われました。改めて亡くなられた皆様方に追悼の意を表し、被害を受けられた方々に心からお見舞いを申し上げます。

また、町長におかれましては、町の執行部とともに昼夜を問わず災害復旧に当たられましたことを感謝申し上げます。さらに、担当課長さんにおかれましては、消防の一元化ということでご尽力いただきましたことに感謝申し上げます。

それでは、通告により一般質問を一問一答方式でさせていただきます。

最初に、本庁舎解体工事についてであります。随意契約の流れと工事着工についてお伺いをいたします。

震災前に、河原井議員さんから望楼について危ないということで一般質問等の中でご指摘をされておりました。私も以前質問したのを覚えております。3月11日の震災により、また、幾度となく見舞う余震で望楼に激しい亀裂が入り、日に日に傾いていったわけであり。早い対応をしていれば、近隣の方々への心配も少しやわらいでいたのではないかなと思うわけであり。

望楼については、倒壊の恐れがあるということで、危険を最大限回避するために、専決により一部を解体したわけであり。その後、庁舎全体が危険だということで、コミュニティセンターへ業務を移したわけであり。その後、急にという表現が正しいかどうかはわかりませんが、庁舎全体の解体準備が始まりました。職員の方への通知が徹底されないことで、職員の戸惑いがあったのも事実であります。ですから、この随意契約の一連の流れについてご質問をいたします。

次に、インターネットの公表であります。今までの程度インターネットで公表がされていた部分はあると思います。なかったというか、遅れた理由についてお伺いをいたします。

次に、建設ラインにアスベスト使用箇所はないのか、この件についてお伺いをいたします。

解体工事については、騒音、危険防止はもちろんであります。一番周りへの健康被害を考慮しなければなりません。当時の建物としてはアスベストが使われているのが当然であります。この件について業者さんの方から説明があったのか、配置者（町）の責任がありますので、お伺いをいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 南條議員のご質問にお答えしていきたいと思います。

本庁舎の解体工事について、その中での随意契約の流れと工事の着工というようなことでご質問があったと思います。

役場本庁舎につきましては、昨年３月の東日本大震災により被災し、本庁舎、望楼の最上部分が傾斜いたしました。その直後から大きな余震が続き、望楼が倒壊する恐れもあり、危険な状態にあったため、早急に撤去しなければならないと判断いたしましたわけでございます。被災直後の混乱した時期でございましたので、急遽常北中学校を建設中の戸田建設と協議の上、随意契約により取り壊しを行ったところでございます。その後、本庁舎の解体に向け、解体設計を発注し、設計書が完成いたしましたわけでございます。

この解体工事の発注方法につきまして、十分な検討をいたしましたが、この特殊性や危険性が伴うことのほか、町道に隣接していること、さらには民家が集中していることから、町民の安全性を最優先すべきと考え、昨年３月に望楼の取り壊し工事を行った、本庁舎の状況等を熟知している戸田建設に発注することが最善であると判断して、随意契約で発注したところでございます。

随意契約の流れにつきましては、請負業者選考委員会に諮りまして、了解を得て、見積書を本年１月４日発送し13日に開札した結果、予定価格内なので、請負契約の手続を進めたわけでございます。

普通の町の発注する工事等の入札に関しましては、その結果をホームページ、さらには広報紙に掲載しているところでございますが、今回の本庁舎の解体工事につきましては、随意契約でございまして、このような場合には従来からホームページや広報紙等への掲載はしておりませんでした。そのようなことから掲載しなかったものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。これからにつきましては、事務的なことでございますが、前向きに検討させていただきたいと思っております。

それから、本庁舎の建物の中にアスベストの使用箇所があったのかということでございますが、いわゆる石綿板の類につきまして、使用箇所はないのかのご質問ですが、建設時の設計図書には、使用材料はすべてにおいて明確にその使用が記載されておりませんでした。そのため、建築や増築の年から判断し、使用建材に石綿含有建材があるものとして、マニュアルに従い、処理計画を作成いたしまして、適正に搬出したところでございます。アスベストにつきまして、最終処分地としては、茨城県の神栖市にある建築会社上杉物産の管理型埋立地というようなことで処理したところでございます。

詳細につきましては、後ほど総務課長のほうから説明させます。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

〔総務課長三村 主君登壇〕

○総務課長（三村 主君） 建物内のアスベストの件でございますけれども、ただいま町長のほうから、最終処分場は神栖市のほうの管理型埋立地に搬送したところでございます。

さらに、解体設計書の中では床材のビニール床タイル、壁材の石こうボード、ラスボードやセメント材、天井材の石こうボードやロックウール吸音板を建築年及び増築の年から使用建材に石綿含有建材として廃棄量約21立米を計上したところでございます。

解体の工事事業所でございますけれども、その建材をいわゆるみなしで石綿含有建材としてマニュアルどおり処理計画を作成し、作業レベル3に基づき適正に搬出をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 10番南條 治君。

〔10番南條 治君登壇〕

○10番（南條 治君） それでは、再質問をさせていただきます。

上部の望楼の部分ですけれども、解体の費用、そしてまた、今度は3階までの費用、これは総額で幾らになるのか。

あと5,000万円以下の工事ということで、議会の承認は必要ないということであろうかと思いますが、そのように理解してよろしいのか。

それと、インターネットについて、今後対応していただけるのかどうか。なぜ随意契約、大きなものについて公表しないのか。その件についてお伺いをいたします。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

○総務課長（三村 主君） 今回の望楼部の費用でございますけれども、最初の工事で1,350万円、今回の工事で4,300万円、合わせまして5,650万円ということでございます。

それから、議会の承認の件でございますけれども、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定では、工事費につきましては、5,000万円以上が議会の議決が必要となっておりますので、議員さんおっしゃるように理解していただいて結構です。

それから、インターネットの公表関係でございますけれども、先ほど町長のほうからご答弁申し上げましたけれども、随意契約につきましては、それぞれ各課に任されているのが現状でございます。各課に任されている場合においても、掲載すべき金額等を定めていないのが現状でございます。例えば10万円の随意契約から今回のような4,300万円近くの随意契約もございます。これらにつきましては、今後町長のほうから前向きに検討していくというご答弁を申し上げましたので、その公表する額等についても相談していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 10番南條 治君。

〔10番南條 治君登壇〕

○10番（南條 治君） それでは、再質問ということで、アスベストの件についてお伺いをいたします。

アスベストは解体工事ということに伴いまして、飛散、流出をしないこと、これが原則となっております。その件につきまして、処分方法、処分場等、これも的確に指定されております。そこでマニュアル、これは排出業者の責任ということがありまして、きちんと保管すると、7枚つづりになっておりますけれども、これについての対応をお伺いします。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

○総務課長（三村 主君） アスベストにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、マニュアルに基づきまして処分をしているところでございます。

まず、いわゆる伝票関係に基づいて処分を行っておりますけれども、業者のほうを確認いたしましたところ、アスベスト関係の最終伝票については3月末から4月になるというふうに請負業者のほうから聞いております。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 10番南條 治君。

〔10番南條 治君登壇〕

○10番（南條 治君） 伝票につきましては、町のほうでしっかり対応していただきたいと思います。

次に、新庁舎建設検討についてであります。協議の進捗状況ということでお伺いをいたします。

今月2日に第4回町の庁舎建設検討委員会で承認されました事項について、報告がありました。再度ご説明をお願いいたします。

続きまして、立地場所についてであります。先ほど三村議員さんのほうから質問があったときに大枠でのご説明はいただきましたので、この件については結構であります。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 新庁舎の建設検討について、その中で協議の進捗状況についてのご質問かと思えます。新庁舎の建設に当たりましては、城里町庁舎建設検討委員会を組織いたしまして、その中で検討をいただいております。

昨年11月に第1回の委員会を開催し、先月までに委員会を4回ほど開催いたしました。これまでに庁舎の建設に当たっての基本方針、建設場所、概算でございますが、床面積等について示して、ご理解をいただいたところでございます。

詳細については担当課長のほうからご説明させますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

〔総務課長三村 主君登壇〕

○総務課長（三村 主君） 建設検討委員会の進捗状況についてでございます。まず、この建設検討委員会につきましては、昨年11月に組織をいたしました。委員さんといまして

しては、議会側からは議長、副議長、総務民生常任委員長、また、農業委員会会長、区長会長、民生委員児童委員協議会の代表、さらには学識経験者等々の13名で組織をしたところでございます。

今後の予定ですけれども、庁舎の床面積に係る事務スペース、会議室、さらには消防、議場等々の概算の床面積を算出して報告をいたします。その後、基本設計を発注いたしまして、基本設計案が示された時点で詳細にわたり床面積、配置等々についてご協議をいただくとところでございます。その後、修正すべき事項等を修正の上、最終の基本設計をご確認いただくことを予定しております。

24年度の建設検討委員会の開催につきましては、6回分の委員会報酬を計上したところでございます。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 10番南條 治君。

〔10番南條 治君登壇〕

○10番（南條 治君） 基本的には庁舎建設検討委員会の意見承認事項をしっかり守っていくということが大事であります。しかしながら、主観的な考えを申し上げますと、ピンチをチャンスに替えるという意味合いの中では、今の場所ではなく他の場所へという考えはなかったのかなというのが1点であります。

続きまして、第2庁舎、これは取り壊すような話も聞いております。震災後の建設なので、住民感情、まだまだ大変な思いをしているところでもありますので、これを逆なでするようなことがないように十二分に検討していただきたいと思います。その件について。また、今後基本設計の発注に入るわけですが、具体的に大体いつごろを予定しているのか。

次に、庁舎完成、これも大事なことであります。いつ頃に設定しているのか。また、現在稼働しております支所、これについての取り扱い、こういったものも建設の中で考えているのか、織り込んでいる部分があるのかどうか、その辺もお伺いをいたします。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

○総務課長（三村 主君） 最初に、立地場所の件でございますけれども、他の場所等ピンチをチャンスに生かして他の場所だという意見がなかったのかというご質問でございますけれども、建設検討委員会のほうには、私どものほうで7つの点に配慮すべきではないかというようなことをご提案申し上げました。

その7つの点と申しますのは、1つ目に、公共交通機関、バス等の利用が可能であり、利便性がよいこと、2つ目に、自転車、徒歩での来庁が容易なこと、3つ目に、自家用車での来庁が容易な場所であること、4つ目に、町民の憩いの場ともなり得るような場所であること、5つ目に、既存の公有施設の連携が容易な場所であること、6つ目に、土地取得費など新たな財政負担が発生しない場所であること、そして、中心市街地の衰退に歯止めがかけられる場所であることというこの7点をご提案申し上げましたところ、委員会の

中では、他の場所というようなご意見はございませんで、このエリア内ということでご理解をいただいたところでございます。

次に、第2庁舎の取り壊しとのご質問ですけれども、第2庁舎につきましては、プレハブで平成10年に完成をいたしました。やはり今回の震災で壁等に被害を被っていることから、取り壊す予定としております。しかし、今後の設計業者が決定し、基本設計等を策定するだけで、これらについても改めて検討してまいりたいと思います。

次に、基本設計の発注時期はいつ頃かのご質問ですけれども、基本設計の委託料につきましては、平成24年当初予算の中に計上いたしませんでしたので、今後第2回の定例会に補正予算を計上してまいりたいと考えております。このようなことから、発注につきましては、6月下旬から7月になるのかなと想定をしております。

次に、庁舎完成はいつのころかということでございますけれども、庁舎の完成時期につきましては、基本設計、さらには実施設計の進捗状況にもよりますけれども、24年度末から25年度当初期に建設工事を発注いたしまして、25年度末から26年度当初ころに完成を目指したいというふうに考えてございます。

さらには支所の取り扱いでございますけれども、桂支所につきましては、今回の大震災で被災を負い、行く場所をやむなくされておるところでございます。支所の取り扱いにつきましては、住民サービスに留意しながら、今後の検討材料としてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 10番南條 治君。

〔10番南條 治君登壇〕

○10番（南條 治君） それでは、次に移ります。

東日本大震災の教訓ということでお伺いをいたします。

震災1年目ということで、各テレビ局で特集を組んで放映をしておりました。私も4回現地を見てまいりました。老人の方が言っておりました。地獄だ、何も悪いことしていないのに、まさにこの言葉のとおりであります。物すごい光景でありました。テレビの画面に見覚えのあるところで人的被害があったわけでありました。全国で犠牲者1万5,854人、いまだ行方がわからない人、依然として3,167名、県内でも死者24人、行方不明者1人、本町において人的被害がなかったのが不幸中の幸いであります。

次に、第1の質問といたしまして、町の取り組みと予算についてお伺いをいたします。

その次に、防災訓練の予定、特に幼稚園、小学校、中学校、これについてお伺いをいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 東日本大震災の教訓というのは、本当に私たち今まで経験した

ことのない大変な災害でございました。町の取り組みと予算はというようなことでございますが、東日本大震災におきましては、地震と放射能の二重の災害という今までに経験したことのない災害を私たちにもたらししました。東京電力福島第一原子力発電所における大量の放射性物質の漏えいは、今でも深刻な問題として続いているのが現状でございます。

特に原子力の問題につきましては、国においてE P Zの見直し等が求められ、進められておりますが、東海村にある東海第二発電所から城里町というのは大半が30キロ圏内に入ってしまうわけでございます。このような現状を踏まえまして、過日、近隣の9市町村とともに、原子力施設周辺への安全確保に向けた原子力安全協定の枠組み及び協定の内容の見直しについて、茨城県知事に対し要請したところでございます。

また、今回の大震災におきましては、電気、上下水道、道路といったライフラインが甚大な被害を受け、震災直後は十分な情報を住民に伝えられなかったことも今後の教訓として生かさなければならぬと考えておるところでございます。

予算等につきましては、担当課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

防災訓練の予定はということで、特に幼稚園とか、小学校、中学校の件についての防災訓練というようなことで質問があったわけでございます。町内に組織されている12の自主防災組織や一部の自治会などでは防災研修や消火訓練を行っておりますが、町全域を対象とした防災訓練は今のところ行っておりません。大規模な防災訓練を行う上では、実施計画と町民の参加に対する理解や経費も必要であり、なかなか取り組めないのが現状でございます。

現在、町といたしましては、自主防災組織の組織化を促進するとともに、その組織が災害時に十分に機能し、町全域で避難活動の中心となり、災害時には地域住民の安全が確保されるような組織の育成、強化に努めてまいりたいと思います。今後も町内の組織や団体から防災訓練の実施についてご依頼がありましたら、担当職員を派遣するなど側面から支援し、防災意識の高揚に努めてまいりたいと思っております。

幼稚園や小・中学校の防災訓練につきましては、火災、地震、不審者対応、交通安全などの防災訓練を従来から実施しているところでございます。その件につきましては、教育長のほうから答弁させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

〔総務課長三村 主君登壇〕

○総務課長（三村 主君） 24年度の災害対応予算といたしましては、台風時等における災害のための消防団員用雨がっぱ購入費といたしまして329万2,000円、災害発生時に備え、非常用保存食品購入費といたしまして144万4,000円、自主防災組織等補助金といたしまして71万円、被災住宅復興支援金利子補給金といたしまして64万円、小松小学校屋内運動場耐震補強設計関係で4,022万1,000円、常北小学校屋内運動場の耐震補強工事設計で580万

円、桂小学校屋内運動場耐震補強工事及び監理費といたしまして1,679万5,000円、沢山小学校屋内運動場耐震補強工事監理といたしまして1,762万6,000円、中学校屋内運動場耐震補強設計といたしまして700万円、桂中学校屋内運動場耐震補強工事設計といたしまして700万円。

次に、災害復旧費の23年度分の繰越明許分といたしましては、一般会計で公共土木施設災害復旧費といたしまして、46事業で2億5,734万円、公共下水道事業特別会計で、災害復旧事業として1億5,450万円、農業集落排水事業会計で2,200万円、水道事業会計で4,926万6,000円というような予算措置をしております。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君。

〔教育長石原道明君登壇〕

○教育長（石原道明君） 南條議員さんのご質問に追加してお答えいたします。

小・中学校の防災関係というふうなことで、昨年の震災では児童・生徒に本当にけががなく大変喜んでおります。日ごろの訓練の成果であるのかなというふうに思っております。

今危機管理のマニュアル等を各学校で見直しをさせておりますけれども、従来防災といえますと、火災、地震、交通安全、不審者というふうな4項目がありまして、その都度、4個一度にできませんから、何回かに分けてやってくださいと。ただ、今度の震災によりまして、さらに項目が増えました。一つは、保護者への引き渡しという小学校における問題です。それからもう一つは、停電を想定した訓練という新たな訓練をしなければならないということになりまして、この訓練等含めまして、現在小学校で23年度段階で4回から多いところは6回しております。中学校は学期ごとにということで3回、さらに通学路、あるいは学区内での危険箇所の把握というふうなものも一緒にやらせております。災害は予想しないような形で起こり、それを対応しなければならないというふうなことになりますので、私も緊張を持って対応していきたい。

それから、今これは経過の中で、完全に行われている部分ではないんですが、電話等、携帯が通じなくなったときにどうするかということで、今民間会社でまちcomiメールというものがございます。これはメール配信といいまして、キー局から同じようなメッセージを各ご父兄の携帯にメールで送信するものです。これは民間が今やっているもので、プライバシー等の問題や、あるいは情報漏えいの問題がありますので、慎重に取り扱うようにというふうな対応をしておりますし、現在県でも公的な部分のメール交信をしたいというふうなことで、来年度には何らかの方針が出てくるものというふうに考えていますので、さらに万全を期していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 10番南條 治君。

〔１０番南條 治君登壇〕

○１０番（南條 治君） それでは、再質問をさせていただきます。

ただいま教育長のほうから、日ごろの訓練のたまものであるようなお話をいただきました。まさにそのとおりであります。町において防災訓練をやらない、これはちょっといかなものかと思うわけであります。そして、町としてはこのような立派な城里町地域防災計画、こういうものを出しております。このものが生きてくるのには、実際にそういうものを想定した中で行うこと、これが最大の効果であります。これを見ますと、事務的な行動だけで、もう一段下げた部分、その面に対しての対応、そういったものは何一つ載ってございません。

そこで質問いたしますけれども、教育委員会、子供たちの一番弱い部分であります災害、怯えること、それをどう払拭していくか、それが安全に避難とかなんかに対して行っていくことだと思えます。教育委員会の管理施設、他にもあると思えます。そのものについてどのように災害のときに対応するのか、そういうマニュアルができているのか。また、社協についても地域の情報源はしっかり持っていると思えます。その辺についてお伺いをいたします。

また、町長あいさつの場で、震災の予算が少し甘かったというようなお話をいただいております。どの部分にどう甘かったのか、その辺について町長からお伺いをいたします。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君。

○教育長（石原道明君） 南條さんのご質問にお答え申し上げたいと思えます。

学校施設につきましては、今お話をしましたように、かなり詳細に検討してありますし、ほかにも施設はございますけれども、他の公共施設、いわゆる公民館、あるいは社協の施設についてはまだ細かい細則をつくっておりませんので、早急に見直して検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

○総務課長（三村 主君） 社協との連携関係でございますけれども、社会福祉協議会との連携につきましては、健康福祉課が窓口になりまして、連携を密にして、被災者の対応に努めたところでございます。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 過日行われました委員会の席上、私がそういう発言をいたしました、３月１１日に大震災があった日から１年が過ぎたわけでございます。そういう１年が過ぎたその前後におきまして、防災関係ということでテレビ等で特集をやっておりました。そういう中で、水道水の断水ということでやっておりましたが、今回の震災で一番困ったのは水の問題であったと思っております。そういう件につきまして、公共機関のある場所、あるいは消防団のあるところ、全部というわけにはいきませんが、井戸を掘って、

そういう飲料水の確保というようなことも予算の中でできなかったのかなという思いをしておりましたので、そういう発言があったわけでございます。

前に三村由利子議員のほうからも、そういう面での水の確保ということでご質問等があったわけでございますが、そういうことで、ずっとその面のことにつきまして、もう少し予算等を配置してもよかったのかなという気持ちを持ったものですから、委員会の席でああいう発言をしたわけでございます。これからの中でそれはしっかりとやっていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 10番南條 治君。

〔10番南條 治君登壇〕

○10番（南條 治君） 再度教育委員会にお尋ねをいたします。

震災後、学校等を回って現状をきちんと把握したのか。そしてまた、地震において危険箇所が発生したわけであります。それに対する迅速な対応がとれなかった部分があると思いますが、その辺についてどのように認識しているのかお伺いします。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君。

○教育長（石原道明君） 震災の後、各学校に被害実情について詳細に報告をしていただきました。早急に直せる部分については対応しておりましたけれども、現時点においては危険箇所、特に放射能関係の雨水で、重点的にちょうど樋で集まってくるところがあるんですが、そういう箇所が平常値よりも高いというふうなことで、その測定は私どもの教育委員会の担当者が毎回出ていって測定をして、できるだけ公表もしたいというふうに考えています。大きな建物の補修とかということについては、また予算を組みながらやらせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） ここで、暫時休憩いたします。

午後は南條議員の4番、物産センターについてからいたします。

午後1時開会いたします。よろしくお願いいたします。

午後 零時00分休憩

午後 1時02分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

南條議員の一般質問より入ります。

ただいま12番三村由利子君が中座いたしました。

さらに傍聴人1名を許可いたします。

10番南條 治君。

〔10番南條 治君登壇〕

○10番（南條 治君） ただいま昼食休憩中に、現場を視察させていただきまして、4

月3日に解体終了というようなことであります。庁舎建設に向けまして、職員一丸となって速やかに進めていただきたいと思います。

それでは、4番の物産センターについてから質問に入ります。

3施設の運営状況についてお伺いをいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 南條議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

物産センターの3施設の運営状況ということでご質問があったかと思います。先ほども少しご質問の中でふれたと思いますが、特産品直売センター「かつら」と物産センター「山桜」につきましては、城里町を代表する観光施設であるとともに、町内の農産物等生産者の生活の糧となる重要な施設でございます。福島第一原子力発電所事故による放射能被害とその風評被害により、両施設とも入り込み客数とも売り上げが大幅に落ち込んでおります。

特産品直売センター「かつら」につきましては、平成24年1月現在の前年対比では、売上額で12%、約3,000万円の減少となっております。また、物産センター「山桜」につきましては、同じく前年対比で売上額が16%、約2,700万円の減少となっております。両施設ともに東京電力に対し損害賠償請求を行っており、特産品直売センター「かつら」につきましては約545万円、物産センター「山桜」につきましては約542万円が支払われております。

なお、今年に入り、両施設ともにほぼ前年並みの入り込み客数と売上高となっており、回復基調にあると感じております。

また、常北物産センターにつきましては、平成6年に開設されましたが、初年度から赤字を計上し、過去17年間の累積が4,544万7,000円となっております。現状を踏まえますと、早急に抜本的な対策が必要であると考えます。できれば整理、解散をしたいところでございますが、累積赤字の解消問題に加え、株主11名が亡くなっていることもあり、現状では非常に難しいと思われております。

本定例会に補正予算を提案させていただきましたが、開発公社へのホロルの湯売店買収費補助金として1,560万円を計上いたしました。常北物産センターがホロルの湯売店の売却益により、少しでも負債を減らし、新たな役員体制で民間経営方式による運営をすることが最善の方法と考えておるところでございます。

○議長（小松崎三夫君） 10番南條 治君。

〔10番南條 治君登壇〕

○10番（南條 治君） 今、町長のほうから説明がありました。

累積赤字で会社がずっと存続できるこの理由について、町長にお伺いします。

あと今後の進め方、これが一番大事なわけであります。その辺についてきちんとした対

応を考えながら進めていただきたいわけでありますので、この2点についてお伺いをいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 直売センター「かつら」と物産センター「山桜」につきましては、これからの経営の中でやっていくのではないかなと思っているわけでございます。私が社長になっておりますけれども、一生懸命になって経営を持続してまいりたいと思っております。

また、常北物産センターにつきましては、過去17年間の累積赤字として4,544万7,000円ということで、普通の会社でございますと倒産というのが実際でございます。そういう中で、議会の皆さんのご理解をいただきながら、今まで支出をしていただいて経営をしてまいりましたが、これも今清算しないと、先行きまたなかなかできないのではないかなと思っております。皆さんのご協力をいただきまして、清算してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 10番南條 治君。

〔10番南條 治君登壇〕

○10番（南條 治君） 2つの施設については、売り上げ等も戻ってきているというようなお話であります。しかしながら、原発事故の中で、直接町の農家の方が生産をして、そこで直売を行っているわけであります。それに対してもう少し早い対応、農家の人は原発問題でかなり苦しい思いをしていると思うんです。そういった形の中で、もう少し協力的に物産センター運営だけではなく、農家の方のことも考えて、何かてこ入れができなかったのか、その辺についてお伺いをいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 物産センターにつきましては、それぞれのところに店長がおりまして、そして、その中で取締役という方が現在いるわけでございます。そういう中で、店長が中心になって、ある程度そこへ提供してくださる農作物の提供者に対しまして、いろいろ相談をしながらやっていると思っております。私のほうからでも生産農家に対しまして、店長に対しまして、生産農家を激励して直売所へ運んでくれるようなことで、店長にもっともっと活躍していただくような方策でやってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 10番南條 治君。

〔10番南條 治君登壇〕

○10番（南條 治君） ありがとうございます。

それでは、次に最後の質問になります。

震災後の町道復旧についてお伺いをいたします。

今後の進め方でありますが、軽微な箇所を除いて、被害箇所が約150カ所あったと聞い

ております。現在の復旧状況、これは人間で言えば血管のようなものであります。これに対しまして、今後どのように進めていくのかお伺いをいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 3月11日の震災後の町道復旧についてということでご質問だと思いますが、これまでの町道の復旧状況と進捗ということでご答弁してまいりたいと思います。

道路につきましては、住民の日常生活や産業活動に欠かせない重要な社会資本であることから、震災直後より町道の復旧を最優先に行ってまいりました。これまでにおよそ100の路線について、路面の陥没や路肩の崩落のため復旧工事を行っており、年度内におおむね85%を完了する見通しでございます。しかしながら、震災の影響とその後の余震により、路面の陥没等が新たに発生していることから、平成24年度はさらに38路線の復旧工事を予定しているところでございます。

○議長（小松崎三夫君） 10番南條 治君。

〔10番南條 治君登壇〕

○10番（南條 治君） 85%の復旧率ということであります。毎日使うもので住民にとっては一番震災後の復旧に対して目に見える部分であります。したがって、今後も努力をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（小松崎三夫君） 以上で10番南條 治君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第3号、6番加藤文夫君の発言を一問一答方式により許可いたします。

6番加藤文夫君

〔6番加藤文夫君登壇〕

○6番（加藤文夫君） 6番、加藤文夫です。

三村議員及び南條議員ともども、3.11に対しましてはご冥福をお祈り申し上げます。

私は一部南條議員とダブっているところがありますけれども、それは除いても結構ですので、ご返答をいただければありがたいと思っております。

私の質問に対しましては、2点でございますけれども、1点目といたしまして、自主防災組織化についてでございますけれども、平成23年3月11日の東日本大震災が起き、はや1年が過ぎました。城里町においても災害が数多く見られました。中でもなかなかまだ復旧には見えていない状態であります。そういう中で、城里町が今後どのような状況でこういう組織をつくっていけるかということが、前回も私は質問いたしましたが、その後、この1年間におきまして、どのようになっているかということをお聞きしたいと思います。

また、今後の組織化についてでございますが、これも同様にお聞きしたいと思います。

1点目はこれで質問を終わりにします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 加藤文夫議員さんのご質問にお答えしていきたいと思います。

自主防災組織の件についてご質問いただきましたが、自主防災組織につきましての質問でございますが、平成7年に起きた阪神・淡路大震災をきっかけに、安全で安心な暮らしの大切さが再認識され、全国的に地域での防災意識が高まっております。

自主防災組織は、住民一人一人がみずからの命は自ら守る。そして、自らの地域はみずから守るという考え方に立ち、自主的な防災活動を行う組織で、今回の東日本大震災のような大規模災害が発生した際に、重要な役割を担うことになります。町では、この自主防災組織の重要性を唱え、平成18年から行政区を単位とした組織化を推進してまいりました。その結果、現在までに、12の自主防災組織が結成され、それぞれの研修や訓練等活発な活動を展開しておるところでございます。

前に質問があった中で、その後の自主防災の件、あるいはこれからのその組織についての件というようなことで質問があったわけでございますが、やはり今回の大震災におきまして、この自主防災組織というものが大変重要な役割を担うということを改めて認識をいたしたところでございます。そういう中で、お話がありましたように、現在12の自主防災組織が結成されておりますが、それらについての訓練、あるいは活動につきまして、要望があればこちらから出向いて、そういう組織の件について、また、防災の件について指導していくことも大事なことでないかなと思っております。

○議長（小松崎三夫君） 6 番加藤文夫君。

〔6 番加藤文夫君登壇〕

○6 番（加藤文夫君） 一応わかったのですが、12自主防災に関しましてはわかったわけでございますけれども、城里町自体がまだまだ自主防災組織というのがないと思われま。実際に城里町自体に震度6弱強の震災が起きたわけでございます。それにもかかわらず、全然防災体制、自主防災も含めて、区長さん方も含めてですけれども、それに対してもう忘れてしまったというような感じがいたします。北茨城市とか、坂東市のほうはそういうことではなくて、改めて自主防災とかそういう組織づくりをしているわけでございますけれども、この城里町においては、そういう実体験が起きながらも、まだ実際には行動をしていないというのが現状だと思います。

南條議員からもありました小・中学校のほうにおきまして、それらしいことがやっていないような現状です。また、地区におきまして、もう終わってしまったということになっております。テレビ報道におきましては、ここ4年以内に必ず来ると言っているような状況ですし、神奈川県及び千葉県に震度7が来るといような報道もされている中で、やはり来てしまってからでは、今の現状では自主防災、確かに12区、もしくは団体はどうかそれらしい対応はできるのかなと思っております。しかし、それ以外の区におきまして

は、全くど素人と同様に動きもとれませんし、役場の職員、執行部におきまして、これをどうこうと言っても電話さえ通じない現状ですので、何をしたいのか、何を指令していいのかということになっていくと思います。

そういう点におきまして、例えば消防団の無線車、小松崎議長もやっています猟友会の無線とか、ハムの仲間というのも一人一人区長さん方にお知らせしていくのも一つの情報源かなと思っております。そういう中におきまして、自主防災ができていないというところにおきましては、どうしてもそういう一つ一つ問題を解決に向かってお話していかなければならないかなと思っております。そういう中で、私なりに同地区におきまして、少しでもと思います。

また、飲料水ですけれども、実際に飲料水確保、また、井戸水を掘るということになりますけれども、飲料水は、井戸水を使っていませんと実際には飲めません。何にもなりません。なるならばトイレの流し水くらいです。これは私の家で実際使っておりますけれども、使っている井戸水ならば使用可能ですけれども、たまたまもう何年も町の水道を使っていて井戸の蓋をしているという家庭の水は実際には飲めませんし、何にも使うことができないというのが、私の地区の方で4日間バケツに入れておいたんだけど、4日間でも濁っていたというような話も聞いております。

そういうことを含めまして、やはりその地区その地区で井戸水を実際に使っているところや、避難場所、もしくは今実際に、間もなく本当に小さい地震でも落ちそうな瓦屋根の住宅も見られるわけです。そういうのもやはり自主防災組織の中で、どこどこが危ないから通らないとか、どこどこは回りして見ていかなければならないといったところを守っていかなければならないかと思っております。そういう点につきまして、ぜひとも町長の再度ですけれども、その自主防災に対しての指導力をできるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 自主防災組織化に向けた取り組みについてというふうなことからと思います。東日本大震災のような大規模な災害が発生した場合には、行政機能に限界が生じ、十分な活動ができないことが想定されます。このような事態におきましては、自主的防災活動が重要であり、高齢者など災害弱者に対する支援など、だれよりも早く救助の手を差し伸べられるのは地域の皆様方でございます。このようなことから、引き続き、毎年4月に開催しております区長会議の席上において、全町全行政区に自主防災組織が設立され、所期の目的が達成されるよう区長の皆様方をお願いするとともに、啓蒙活動をしてまいりたいと考えております。また、組織化される際には、町といたしましても支援をしてまいりたいと考えております。

ただ、お話がありましたように、狩猟の仲間、それから、飲料水としての井戸を掘っての井戸水の利用というようなことにつきましては、確かに水というものは使わないと飲料

水に不適というようなことになってしまいます。そういうことで、私の考えているのは、先ほどもちょっと申し上げましたが、まだこれは本当に私の3月11日になって、1年を過ぎたときの個人等での考えで、そういうところをやっているというようなこともありしたので、井戸等のことを考えたわけでございます。これは消防団の詰所のところにある程度つくって、そして、全部が全部できるわけではございませんけれども、そういうのを飲料水として検査して、適当であるということがございますれば、そういうものを管理してもらって、飲料水として利用できるような方法ができればいいのではないかなと思っています。

飲料水としてはペットボトルなんかは備蓄しておりますけれども、そういう大きな水の使用というようなことにつきましては、やはりペットボトルでは足りないのではないかなと思って、そういう考えをこれからの中でできるかどうかよく精査してみたいと思っております。

○議長（小松崎三夫君） 6 番加藤文夫君。

〔6 番加藤文夫君登壇〕

○6 番（加藤文夫君） ありがとうございます。

やはり井戸水というのは、旧桂地区におきまして、役場まで2リットル飲料水をもらいに来たということですがけれども、本当に2リットルというのは微々たるものでございますので、やはりその地区その地区にあれば、2リットルという水量も確保できるのではないかなと思っています。錫高野のほうから桂支所まで2リットルの水をもらいに来たということを知っておりますけれども、そうになっていくと、分けるほうがわびしいような気がいたしました。私もそういうことを実際に配給した中で思っております。

あと消防団も確かにいろいろとお世話になるんですけれども、河原井議員が消防団員ですけれども、やはり地元にいればすぐに駆けつけられますけれども、一たん町外に出てしまえば、もうなかなか戻ってこられないということもあるということです。消防団もいればいいんですけれども、いない場合のことに備えて、初期の問題はなるべく自主防災組織のほうでやりくりできればいいなと思っています。

以上、これはこれで終わりにしたいと思います。

続きまして、2 番目の職員の健康管理についてご質問いたします。

これは私も知らなかったんですが、約1カ月くらいお休みになっている職員がいるよということを聞いて、私もそれなりに調べてみました。そういうことに関しまして、職員が休むということは、1日2日なら何とかいいのしょうけれども、1カ月近く休むとなりますと、各課長さん方でも仕事に支障を来すのではないかなと思っています。これに関してご質問いたします。

次に続けて、名札なんですけれども、たまたま今執行部の方で総務課長さんと町民課長さん、それなりに名札をちょっと見せてもらいました。町民課長さんはたしか胸に引っか

けていたのが見受けられるんです。総務課長さんは、壇上に立っても、確かに名札をつけているんですけども、見えないんです。傍聴席の方でも私どもでも見えない。町民課長さんだと、胸につけているというのは名前が見えるんです。そういうことを私は言いたいわけです。何も名札をつけろつけないというのは、もうこれは当たり前につけなければならない問題であります。そういうことをちょっと質問したくてここに文書に挙げたんですが、以上、お答えを願います。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 職員の健康管理の取り組み、また、実施状況というようなことでのご質問等ございます。

職員の健康管理でございますが、法令により実施が義務づけられている健康診断を実施しているところでございます。健康診断は、個々の健康状態を評価することで、健康の維持や疾病の予防、早期発見に役立てるものでございます。このようなことから、嘱託職員を含む全職員を対象に毎年1回実施しているところでございます。

また、メンタルヘルスに関しましても、2年前から職員を対象とした研修を実施しており、県の自治研修所における階層別研修に参加した場合でも、殆どのカリキュラムにおいてメンタルヘルス対策が盛り込まれております。

ただいま申し上げましたように、健康診断の受診、さらには研修等を通し、職員の心身の健康づくりに努めているところでございます。

実施状況につきまして、詳細につきましては、担当課長のほうから答弁させますが、毎月1回幹部会議がございます。そういうときにも、私といたしましても、課長さんにはそれぞれ自分の担当課の職員について、そういう健康管理については十分気をつけるようにというようなことで指示はしているわけでございますが、なかなかやはり健康というものにつきましては、本人の健康管理等もございまして、難しい面もございますが、なるべく元気で住民のために働けるようなことでやってまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、規律についての質問でございますが、名札の着用につきましては、町の職員であるのか否か、また、町民の皆様方に対応した職員がだれなのかなどを明確にするために、着用を指示しているところでございます。議員が申されますように、一部の職員においては、名札を着用していない場合も見受けられたのかなと思いますし、また、幹部職員の会議においては、勤務時間内については全職員が着用するよう改めて指示をしてまいりたいと思っております。

また、プラスチック製のコンパクトなものを胸につけたほうがいいのかというようなこともございますが、当面は現在の名札を着用してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

〔総務課長三村 主君登壇〕

○総務課長（三村 主君） それでは、健康診断の実施状況等につきまして、ご報告をいたします。

まず、健康診断でございますけれども、労働安全衛生規則第44条の規定に基づきまして、実施をしてございます。本年度はこの健康診断を去る1月13日に県の総合健診協会に委託し、実施いたしました。結果、177名が受診いたしまして、受診率は68.3%でございました。これら健康診断の未受診者につきましては、任意で人間ドックを受診する職員、また、当日何らかの事由により受診できなかった職員でございます。人間ドックを受診した職員につきましては、受診結果の提出、当日何かの事由により受診できなかった職員については町が行う健康診断、または任意で行う人間ドックや医療機関での健康診断のいずれかを受診するよう指導をしてございます。

また、職員に対し、健康診断の結果通知後に、医療機関を受診したかどうかの診後調査を実施し、職員の受診状況の把握に努めているところでございます。

○議長（小松崎三夫君） 6 番加藤文夫君。

〔6 番加藤文夫君登壇〕

○6 番（加藤文夫君） わかりました。

確かに健康診断は受けるのは当然かもしれませんが、ケガというものならば、きょう今現在すぐに起きてしまうことですが、やはりこういう健康診断にかかわらず、約1カ月近くお休みになるということに関しては、課長さんを中心にその課全体が、あの人はという体の調子が悪いとか、そういうのが見抜けないのかなと思っています。見抜けないからこういうふうな長期休暇が出るのかなと思っています。今後こういうことを全員がとにかく健康診断にばかりではなくて、その課その課自体が一つのグループという形で職員を見守っていけば、長期というのがなくなるような気がいたします。そういうことをぜひともお願いしたいと思っています。

あと名札につきましてですけれども、これは実際に付けているか付けていないかというのは、私もこの表を出した途端に名札をぶらんと付けてきたんですね。その前はもう半分以上いないんです、これを書く日まで。それをここを書くからいいんです、これを書かないと、町長さんが今付いていますとか言うんですけども、実際には8割ぐらい付いていないんです。課長さん方は付いているんですけども、その下の人らはほとんど付いていないんです。だから、そのたびそのたび付けると、こういう文書を出すと付けるというのはちょっと何か、逆に言えばこのぶらんとしているのが邪魔なのかなと思うんです。だから、町民課の課長さんみたいにわきにつけるような方法、先ほど町長は今までどおりと言いましたけれども、独自の城里町独自の名札にして、胸に、わきに付けたほうが邪魔にはならないのかなと思っています。そういうほうが私にも見えますし、その他の方も左胸

についていればちゃんと。

あと他の町村のことを言って失礼なんですけれども、他の町村はここへ名刺を入れておくんです、こういうぶらんこのところへ。この名刺だとほとんど見えないです、字が小さくて。そういう適当な町もありましたので、うちではそういうことのないようにしていただいて、もし本当名札をつけるんだったら、総務課長さんに失礼なんですけれども、「三村」だけで私はいいと思うんです、平仮名で逆に「みむら」で。総務課の長はみむらと言ったらこの人だとすぐ。名刺交換するのはまた別なんですけれども、それだけでいいと思うので、余計なことを書いて、総務課長何とかと書くと、字も小さくなって、名前も見えなくなってしまうと思うんですけれども、ただ単に「みむら」と書けば済む問題ではないかと私は思っております。そういうことをできればお願いして、私の質問というのは短いんですけれども、これで終わりにさせていただきます。

今後ともそういうことを考えてご準備のほどをお願いしたいと思います。本日はありがとうございました。

○議長（小松崎三夫君） 以上で6番加藤文夫君の一般質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方はサークル室Aにお集まりください。

なお、議員各位は和室控室でお待ちください。

午後 1時39分休憩

午後 1時52分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

散会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、あす15日は休会とし、16日は午後2時に本会議場において再開し、議案質疑から入りますので、会議10分前までに和室控室にご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 1時53分散会

平成24年第1回
城里町議会定例会会議録 第3号

平成24年3月16日 午後2時06分開議

1. 出席議員

1番	菌部一君	8番	桐原健一君
2番	余水紀夫君	9番	小林祥宏君
3番	三村孝信君	11番	杉山清君
4番	河原井大介君	12番	三村由利子君
5番	関誠一郎君	13番	小松崎三夫君
6番	加藤文夫君	14番	鯉渕秀雄君
7番	阿久津則男君	15番	根本正典君

1. 欠席議員

10番	南條治君	16番	小坪孝君
-----	------	-----	------

1. 説明のため出席した者の職氏名

町長	阿久津藤男
副町長	小山一夫
教育長	石原道明
代表監査委員	一木彦
総務課長	三村主
企画財政課長	阿久津保巳
税務課長	柏由美子
町民課長	松崎榮
保険課長	川又重光
健康福祉課長	山口充彦
産業振興課長	高松輝美
都市建設課長	矢内勝浩
下水道課長	柳橋和幸
会計管理者（会計課長）	小林恵子
水道課長	関谷一美
農業委員会事務局長	仲田均
教育委員会事務局長	茅根文夫

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	仲 田 不 二 雄
主 任 書 記	所 久 美 子
書 記	川 村 英 治

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成24年3月16日（金曜日）

午後 2時00分開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第1号 | 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第2 | 議案第2号 | 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第3 | 議案第3号 | 城里町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第4 | 議案第4号 | 城里町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第5号 | 城里町肉用牛特別導入事業基金条例を廃止する条例について |
| 日程第6 | 議案第6号 | 城里町立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 議案第7号 | 城里町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第8号 | 城里町公共下水道条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 議案第9号 | 城里町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第10号 | 城里町営住宅設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第11号 | 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について |
| 日程第12 | 議案第12号 | 公の施設の広域利用に関する協議について |
| 日程第13 | 議案第13号 | 城里町建設計画の変更について |
| 日程第14 | 議案第14号 | 町道路線の廃止について |
| 日程第15 | 議案第15号 | 町道路線の認定について |
| 日程第16 | 議案第16号 | 町道路線の変更について |
| 日程第17 | 議案第17号 | 平成23年度城里町一般会計補正予算（第6号）について |

- 日程第18 議案第18号 平成23年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第19号 平成23年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第20号 平成23年度城里町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第21 議案第21号 平成23年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第22 議案第22号 平成23年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 議案第23号 平成23年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第24 議案第24号 平成24年度城里町一般会計予算について
- 日程第25 議案第25号 平成24年度城里町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第26 議案第26号 平成24年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第27 議案第27号 平成24年度城里町介護保険特別会計予算について
- 日程第28 議案第28号 平成24年度城里町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第29 議案第29号 平成24年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第30 議案第30号 平成24年度城里町水道事業会計予算について
- 日程第31 陳情第1号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出に関する陳情

追加日程

- 議案第32号 城里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 報告第14号 城里町消防団組織等に関する規則の一部を改正する規則について
- 発議第1号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書

1. 本日の会議に付した事件

- 議案第1号
- 議案第2号
- 議案第3号
- 議案第4号
- 議案第5号
- 議案第6号
- 議案第7号
- 議案第8号

議案第 9 号
議案第10号
議案第11号
議案第12号
議案第13号
議案第14号
議案第15号
議案第16号
議案第17号
議案第18号
議案第19号
議案第20号
議案第21号
議案第22号
議案第23号
議案第24号
議案第25号
議案第26号
議案第27号
議案第28号
議案第29号
議案第30号
陳情第 1 号

追加日程

議案第32号
報告第14号
発議第 1 号

午後 2 時 0 6 分開議

議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は14名です。

遅刻議員、10番南條 治君、16番小坪 孝君。

開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
なお、説明のため町長、副町長、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席しております。
傍聴人はございません。

議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

議案第1号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） それでは、本日は議案の質疑から入ります。
初めに、議案第1号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第2号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第2号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第3号 城里町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第3号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第４号 城里町税条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第４号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第５号 城里町肉用牛特別導入事業基金条例を廃止する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第５号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第６号 城里町立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第６号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第７号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第７号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第８号 城里町公共下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第８号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第９号 城里町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第９号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第 1 0 号 城里町営住宅設置条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第10号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第 1 1 号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第11号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第 1 2 号 公の施設の広域利用に関する協議について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第12号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第 1 3 号 城里町建設計画の変更について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第13号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第 1 4 号 町道路線の廃止について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第14号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第 1 5 号 町道路線の認定について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第15号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第16号 町道路線の変更について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第16号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第17号 平成23年度城里町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第17号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第18号 平成23年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第18号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第19号 平成23年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第19号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第20号 平成23年度城里町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第20号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第 2 1 号 平成 2 3 年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第21号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第 2 2 号 平成 2 3 年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第22号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第 2 3 号 平成 2 3 年度城里町水道事業会計補正予算（第 3 号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第23号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

予算特別委員長報告

○議長（小松崎三夫君） 次に、予算特別委員会に付託されました議案第24号 平成24年度城里町一般会計予算についてから議案第30号 平成24年度城里町水道事業会計予算についての審議結果について、予算特別委員長から報告を求めます。

予算特別委員長小林祥宏君。

〔予算特別委員長小林祥宏君登壇〕

○予算特別委員長（小林祥宏君） 予算特別委員会を代表いたしまして、委員長としての報告を申し上げます。

今期町議会定例会において、予算特別委員会に付託されました議案第24号ないし議案第30号について、審査の経過と結果についてご報告いたします。

付託されました議案については、議案付託表により、各所管常任委員会に審査をお願いしました。

審査の結果について、各常任委員長より報告がありましたので申し上げます。

初めに、総務民生常任委員会は、３月７日午前10時からコミュニティセンター城里１階サークル室において開催し、議案第24号 平成24年度城里町一般会計予算所管分、議案第25号 平成24年度城里町国民健康保険特別会計予算、議案第26号 平成24年度城里町後期高齢者医療特別会計予算、議案第27号 平成24年度城里町介護保険特別会計予算について審査を行いました。

次に、教育産業常任委員会は、３月９日午前10時からコミュニティセンター城里１階サークル室において開催し、議案第24号 平成24年度城里町一般会計予算所管分、議案第28号 平成24年度城里町公共下水道事業特別会計予算、議案第29号 平成24年度城里町農業集落排水事業特別会計予算、議案第30号 平成24年度城里町水道事業会計予算について審査を行いました。

２常任委員会とも、審査は、執行部及び関係課局長等の出席を求め、予算書の歳入歳出事項別明細書により説明を受け、各委員からの質疑があり、執行部から答弁がなされました。

審査の結果、議案第24号 平成24年度城里町一般会計予算から議案第30号 平成24年度城里町水道事業会計予算の７件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

審査の過程において、委員会から出された主な質疑につきましては、お手元に配付しております報告書をご覧くださいと思います。

議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたしまして、報告といたします。

○議長（小松崎三夫君） 以上で予算特別委員長の報告を終結いたします。

なお、別紙配付のとおり、平成24年度城里町議会予算特別委員会報告書が予算特別委員長より提出されましたので、後ほどご高覧をお願いいたします。

討 論

○議長（小松崎三夫君） これより討論に入ります。

初めに、議案第１号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第２号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第３号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第4号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第5号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第6号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第7号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第8号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第9号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第10号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第11号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第12号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第13号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第14号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第15号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第16号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第17号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第18号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第19号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第20号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第21号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第22号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第23号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第24号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第25号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第26号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第27号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第28号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第29号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第30号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（小松崎三夫君） これより採決に入ります。

初めに、議案第1号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第2号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第3号 城里町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第4号 城里町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第5号 城里町肉用牛特別導入事業基金条例を廃止

する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第6号 城里町立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第7号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第8号 城里町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第9号 城里町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第10号 城里町営住宅設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第11号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第12号 公の施設の広域利用に関する協議についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第13号 城里町建設計画の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第14号 町道路線の廃止についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第15号 町道路線の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第16号 町道路線の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第17号 平成23年度城里町一般会計補正予算（第6

号) についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第18号 平成23年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第19号 平成23年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第20号 平成23年度城里町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第21号 平成23年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第22号 平成23年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第23号 平成23年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第24号 平成24年度城里町一般会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものでございます。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第25号 平成24年度城里町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものでございます。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第26号 平成24年度城里町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものでございます。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第27号 平成24年度城里町介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものでございます。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第28号 平成24年度城里町公共下水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものでございます。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第29号 平成24年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものでございます。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第30号 平成24年度城里町水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものでございます。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

以上で採決を終結いたします。

日程追加

○議長（小松崎三夫君） ここで日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま町長より、議案第32号 城里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について及び報告第14号 城里町消防団組織等に関する規則の一部を改正する規則についてご提案がございました。

この際日程に追加し、直ちに議題といたしたいと存じますが、これにご異議ございませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第32号及び報告第14号を議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

議案第32号 城里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 追加日程第1、議案第32号 城里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） それでは、追加提出議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第32号 城里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。城里町消防団の組織体系については、合併以来、旧町村単位の支団制の体制のもとに運営、活動を実施してまいりました。しかし、近年、少子高齢化により、団員確保が困難になってきたことや、災害発生時における統一指揮下での命令系統の迅速化を図るため、支団制を廃止し、城里町消防団として一元化することに伴い、改正するものでございます。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 続いて、質疑に入ります。

議案第32号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第32号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第32号 城里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する

条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で採決を終結いたします。

報告第14号 城里町消防団組織等に関する規則の一部を改正する規則について

○議長（小松崎三夫君） 追加日程第2、報告第14号 城里町消防団組織等に関する規則の一部を改正する規則については、後ほどご熟読願います。

陳情第1号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出に関する陳情

○議長（小松崎三夫君） これより陳情の審査に入ります。

お諮りいたします。

陳情の議案朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、陳情の議案朗読は省略することに決定いたしました。

日程第31、陳情第1号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出に関する陳情を議題といたします。

本案は、3月6日に総務民生常任委員会に付託されていたものでございます。総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長阿久津則男君。

〔総務民生常任委員長阿久津則男君登壇〕

○総務民生常任委員長（阿久津則男君） 総務民生常任委員会を代表し、3月6日に付託されました陳情第1号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出に関する陳情の審査結果についてご報告いたします。

3月7日に本委員会を開催し、陳情内容について審査いたしました。

その結果、東日本大震災における国の対応は、緊急事態における取り組みの甘さを国内外に広く知らしめる結果となりました。各国では、今回のような大規模自然災害時等には、非常事態宣言を発令し、政府主導のもとに震災救援と復興に対処しています。

我が国の憲法は、各国の憲法に見られるような外部からの攻撃、自然災害を想定した非常事態条項が明記されておりません。このようなことから、国民の生命、財産、安全を守ることは重要であると考え、緊急事態基本法を早期に制定されるよう全会一致で採択とす

ることに決定いたしました。

議長においてお諮り願います。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

陳情第1号については、ただいまの総務民生常任委員長のご報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号は採択とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方はサークル室Aにお集まりください。

なお、議員各位は和室控室でお待ちください。

午後 2時49分休憩

午後 3時12分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

○議長（小松崎三夫君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

お諮りいたします。

ただいま7番阿久津則男君ほか5名から、発議第1号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書が提出されました。この際これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

発議第1号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書

○議長（小松崎三夫君） 追加日程第3、発議第1号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

発議第1号の意見書の朗読は省略したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第1号の意見書の朗読は省略することに決定いたしました。

直ちに、提出者であります7番阿久津則男君より発議第1号の趣旨説明を求めます。

7番阿久津則男君。

〔7番阿久津則男君登壇〕

○7番（阿久津則男君） 発議第1号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書の趣旨説明を申し上げます。

今回の東日本大震災における国の対応は、緊急事態における取り組みの甘さを国内外に広く知らしめる結果となりました。各国では、今回のような大規模自然災害時等には非常事態宣言を発令し、政府主導のもとに震災救援と復興に対処しております。

我が国のように平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、救援活動にさまざまな支障を来し、その結果、さらに被害を拡大します。

また、我が国の憲法は、各国に見られるように外部からの武力攻撃、自然災害等を想定した非常事態条項が明記されておられません。

このようことから、国会及び政府におかれては、国民の生命、財産、安全を守るため、緊急事態基本法を早急に制定するよう意見書を関係大臣あて提出すべきと思います。

議員各位の賛同を賜りたく、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） これから質疑を行います。

発議第1号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発議第1号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発議第1号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。
なお、意見書は、議会事務局長に内閣総理大臣ほか関係大臣あてに提出させます。

散会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、あす17日、18日は休会とし、次の会議は、3月19日午後2時に本会議場において再開し、常任委員会委員の選任についてから入りますので、午後1時50分までに和室控室にご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございます。

午後 3時18分散会

平成24年第1回
城里町議会定例会会議録 第4号

平成24年3月19日 午後2時05分開議

1. 出席議員

1番	菌部一君	9番	小林祥宏君
2番	余水紀夫君	10番	南條治君
3番	三村孝信君	11番	杉山清君
4番	河原井大介君	12番	三村由利子君
5番	関誠一郎君	13番	小松崎三夫君
6番	加藤文夫君	14番	鯉渕秀雄君
7番	阿久津則男君	15番	根本正典君
8番	桐原健一君	16番	小坪孝君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町長	阿久津 藤 男
副町長	小 山 一 夫
教 育 長	石 原 道 明
代 表 監 査 委 員	一 木 ・ 彦
総 務 課 長	三 村 主
企 画 財 政 課 長	阿久津 保 巳
税 務 課 長	柏 由美子
町 民 課 長	松 崎 榮
保 険 課 長	川 又 重 光
健 康 福 祉 課 長	山 口 充 彦
産 業 振 興 課 長	高 松 輝 美
都 市 建 設 課 長	矢 内 勝 浩
下 水 道 課 長	柳 橋 和 幸
会計管理者（会計課長）	小 林 恵 子
水 道 課 長	関 谷 一 美
農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 田 均

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	仲 田 不 二 雄
主 任 書 記	所 久 美 子
書 記	川 村 英 治

1. 議事日程

議 事 日 程 第 4 号

平成24年3月19日（月曜日）

午後 2時00分開議

- 日程第1 常任委員会委員の選任について
- 日程第2 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第3 報告第1号 城里町肉用牛特別導入事業基金条例施行規則を廃止する規則
- 日程第4 報告第2号 城里町婦人相談員設置規則
- 日程第5 報告第3号 城里町女性のための相談窓口設置要綱
- 日程第6 報告第4号 城里町障害者地域自立支援協議会設置要綱
- 日程第7 報告第5号 城里町火葬費等補助金交付要綱の一部を改正する告示
- 日程第8 報告第6号 城里町被災住宅復興支援利子補給金交付要綱
- 日程第9 報告第7号 第2次城里町男女共同参画基本計画
- 日程第10 報告第8号 城里町地域防災計画
- 日程第11 報告第9号 城里町国民保護計画
- 日程第12 報告第10号 城里町高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画
- 日程第13 報告第11号 城里町財務諸表4表（平成22年度決算）
- 日程第14 報告第12号 城里町教育委員会外部評価委員会点検評価報告書
- 日程第15 報告第13号 例月出納検査報告（12月、1月、2月執行分）

追加日程

- 城北地方広域事務組合議会議員の辞任許可について
- 選挙第1号 城北地方広域事務組合議会議員の選挙について
- 笠間地方広域事務組合議会議員の辞任許可について
- 選挙第2号 笠間地方広域事務組合議会議員の選挙について
- 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞任許可について
- 選挙第3号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 城里町農業委員会委員の辞任許可について

推薦第2号 城里町農業委員会委員の推薦について

議案第33号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについて

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

1. 本日の会議に付した事件

常任委員会委員の選任について

議会運営委員会委員の選任について

報告第1号

報告第2号

報告第3号

報告第4号

報告第5号

報告第6号

報告第7号

報告第8号

報告第9号

報告第10号

報告第11号

報告第12号

報告第13号

追加日程

城北地方広域事務組合議会議員の辞任許可について

選挙第1号

笠間地方広域事務組合議会議員の辞任許可について

選挙第2号

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞任許可について

選挙第3号

城里町農業委員会委員の辞任許可について

推薦第2号

議案第33号

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

午後 2時05分開議

議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は16名です。

開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため、町長、副町長、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席をしております。

傍聴人はございません。

議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第4号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

それでは、本日の会議に入ります。

ここで、暫時休憩いたします。

午後 2時06分休憩

午後 3時51分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

常任委員会委員の選任について

○議長（小松崎三夫君） それでは、日程第1、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任につきましては、城里町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、議長により指名をしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって議長より指名いたします。

総務民生常任委員会委員に、2番余水紀夫君、5番関 誠一郎君、6番加藤文夫君、8

番桐原健一君、10番南條 治君、12番三村由利子君、13番小松崎三夫君、14番鯉渕秀雄君、教育産業常任委員会委員に、1 番菌部 一君、3 番三村孝信君、4 番河原井大介君、7 番阿久津則男君、9 番小林祥宏君、11番杉山 清君、15番根本正典君、16番小坪 孝君、以上の諸君を各常任委員会委員にそれぞれ指名いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中にサークル室Aにおいて、総務民生、教育学業の各常任委員会の順に正副委員長の互選をお願いいたします。

午後 3時53分休憩

午後 3時54分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

常任委員会正副委員長の報告

○議長（小松崎三夫君） 各常任委員会の正副委員長互選結果についてご報告いたします。

総務民生常任委員会委員長に5 番関 誠一郎君、副委員長に8 番桐原健一君、教育産業常任委員会委員長に11番杉山 清君、副委員長に4 番河原井大介君がそれぞれ就任いたしましたので、ご報告いたします。

議会運営委員会委員の選任について

○議長（小松崎三夫君） 日程第2、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、城里町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、議長により指名をしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。

議会運営委員会委員に3 番三村孝信君、5 番関 誠一郎君、10番南條 治君、11番杉山 清君、12番三村由利子君、14番鯉渕秀雄君、16番小坪 孝君、以上の諸君を議会運営委員会委員にそれぞれ指名いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中にサークル室Aにおいて、議会運営委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

午後 3時55分休憩

午後 3時56分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議会運営委員会正副委員長の報告

○議長（小松崎三夫君） 議会運営委員会の正副委員長互選の結果についてご報告いたします。

議会運営委員会委員長に10番南條 治君、副委員長に3番三村孝信君がそれぞれ決定いたしましたので、ご報告いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 3時57分休憩

午後 3時58分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

○議長（小松崎三夫君） ただいま城北地方広域事務組合議会議員、菌部 一君、鯉渕秀雄君より辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、城北地方広域事務組合議会議員の辞任の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。したがって、議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

城北地方広域事務組合議会議員の辞任許可について

○議長（小松崎三夫君） 追加日程第1、城北地方広域事務組合議会議員の辞任許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、菌部 一君、鯉渕秀雄君の本会議場退場を求めます。

〔1 番菌部 一君、14 番鯉渕秀雄君退場〕

○議長（小松崎三夫君） ここで議会事務局長に追加日程第 1 を朗読させます。
議会事務局長仲田不二雄君。

〔議会事務局長仲田不二雄君登壇〕

○議会事務局長（仲田不二雄君）

城北地方広域事務組合議会議員の辞任許可について
平成24年 3 月19日提出

城里町議会議長 小松崎 三 夫

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。
ただいまの 2 名の諸君の辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。
以上 2 名の諸君の辞任を許可することに決定いたしました。
菌部 一君、鯉渕秀雄君の本会議場入場を認めます。

〔1 番菌部 一君、14 番鯉渕秀雄君入場〕

日程追加

○議長（小松崎三夫君） ただいま城北地方広域事務組合議会議員が欠員となりました。
お諮りいたします。

この際、城北地方広域事務組合議会議員の選挙の件を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。したがって、議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

選挙第 1 号 城北地方広域事務組合議会議員の選挙について

○議長（小松崎三夫君） 追加日程第 2、選挙第 1 号 城北地方広域事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

ここで議会事務局長に追加日程第 2、選挙第 1 号を朗読させます。
議会事務局長仲田不二雄君。

〔議会事務局長仲田不二雄君登壇〕

○議会事務局長（仲田不二雄君）

選挙第 1 号

城北地方広域事務組合議会議員の選挙について

城北地方広域事務組合規約第 5 条の規定により、同組合の議会議員 2 人を選挙する。

平成24年 3 月19日提出

城 里 町 議 会

以上です。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第 2 項の規定により、議長が指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

城北地方広域事務組合議会議員に10番南條 治君、4 番河原井大介君、以上の 2 名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した 2 名の諸君を城北地方広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました 2 名の諸君は、城北地方広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された 2 名の諸君が本会議場におられます。ここで、城里町議会会議規則第32条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

議会事務局長に当選の確定事項を告知させます。

議会事務局長仲田不二雄君。

〔議会事務局長仲田不二雄君登壇〕

○議会事務局長（仲田不二雄君）

平成24年 3 月19日 次の者当選

城里町議会議長 小松崎 三 夫

住所 城里町大字錫高野761－ 6、氏名 南條 治、生年月日 昭和27年 5 月 6 日、住所 城里町大字小坂860－ 3、氏名 河原井大介、生年月日 昭和54年 9 月26日。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） ここで暫時休憩いたします。

午後 4 時 0 2 分休憩

午後 4時03分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

○議長（小松崎三夫君） ただいま笠間地方広域事務組合議会議員の河原井大介君より辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、笠間地方広域事務組合議会議員の辞任の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。したがって、議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

笠間地方広域事務組合議会議員の辞任許可について

○議長（小松崎三夫君） 追加日程第3、笠間地方広域事務組合議会議員の辞任許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、河原井大介君の本会議場退場を求めます。

〔4番河原井大介君退場〕

○議長（小松崎三夫君） ここで議会事務局長に追加日程第3を朗読させます。

議会事務局長仲田不二雄君。

〔議会事務局長仲田不二雄君登壇〕

○議会事務局長（仲田不二雄君）

笠間地方広域事務組合議会議員の辞任許可について

平成24年3月19日提出

城里町議会議長 小松崎 三 夫

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

ただいまの河原井大介君の辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 異議なしと認めます。

以上、河原井大介君の辞任を許可することに決定いたしました。

河原井大介君の本会議場入場を認めます。

〔４番河原井大介君入場〕

日程追加

○議長（小松崎三夫君） ただいま笠間地方広域事務組合議会議員が欠員となりました。
お諮りいたします。

この際、笠間地方広域事務組合議会議員の選挙の件を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。したがって、議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

選挙第２号 笠間地方広域事務組合議会議員の選挙について

○議長（小松崎三夫君） 追加日程第４、選挙第２号 笠間地方広域事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

ここで議会事務局長に追加日程第４、選挙第２号を朗読させます。

議会事務局長仲田不二雄君。

〔議会事務局長仲田不二雄君登壇〕

○議会事務局長（仲田不二雄君）

選挙第２号

笠間地方広域事務組合議会議員の選挙について

笠間地方広域事務組合同規約第５条の規定により、同組合の議会議員１人を選挙する。

平成24年３月19日提出

城 里 町 議 会

以上です。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定により、議長が指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

笠間地方広域事務組合議会議員に１番 菌部 一君をご指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した菌部 一君を笠間地方広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました菌部 一君は、笠間地方広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました菌部 一君が本会議場におられます。ここで城里町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議会事務局長に当選の確定事項を告知させます。

議会事務局長仲田不二雄君。

〔議会事務局長仲田不二雄君登壇〕

○議会事務局長（仲田不二雄君）

平成24年3月19日 次の者当選

城里町議会議長 小松崎 三 夫

住所 城里町大字徳蔵276、氏名 菌部 一、生年月日 昭和23年2月17日。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） ここで暫時休憩いたします。

午後 4時08分休憩

午後 4時09分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

○議長（小松崎三夫君） ただいま茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の阿久津則男君より辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞任の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。したがって、議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞任許可について

○議長（小松崎三夫君） 追加日程第5、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞任許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、阿久津則男君の本会議場退場を求めます。

〔7番阿久津則男君退場〕

○議長（小松崎三夫君） ここで議会事務局長に追加日程第5を朗読させます。

議会事務局長仲田不二雄君。

〔議会事務局長仲田不二雄君登壇〕

○議会事務局長（仲田不二雄君）

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞任許可について

平成24年3月19日提出

城里町議会議長 小松崎 三 夫

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

ただいまの阿久津則男君の辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。阿久津則男君の辞任を許可することに決定いたしました。

阿久津則男君の本会議場入場を認めます。

〔7番阿久津則男君退場〕

日程追加

○議長（小松崎三夫君） ただいま茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の件を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。したがって、議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

選挙第3号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（小松崎三夫君） 追加日程第6、選挙第3号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

ここで、議会事務局長に追加日程第6、選挙第3号についてを朗読させます。

議会事務局長仲田不二雄君。

〔議会事務局長仲田不二雄君登壇〕

○議会事務局長（仲田不二雄君）

選挙第3号

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、同広域連合の議会議員1人を選挙する。

平成24年3月19日提出

城 里 町 議 会

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長が指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に16番小坪 孝君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した16番小坪 孝君を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました16番小坪 孝君は、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ここで、城里町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議会事務局長に当選の確定事項を告知させます。

議会事務局長仲田不二雄君。

〔議会事務局長仲田不二雄君登壇〕

○議会事務局長（仲田不二雄君）

平成24年3月19日 次の者当選

城里町議会議長 小松崎 三 夫

住所 城里町大字石塚1154-2、氏名 小坪 孝、生年月日 昭和26年1月16日。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君）　ここで暫時休憩いたします。

午後　４時１４分休憩

午後　４時１５分開議

○議長（小松崎三夫君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

○議長（小松崎三夫君）　ただいま議会推薦の城里町農業委員会委員であります三村由利子君より農業委員会委員の辞任願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、辞任許可についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君）　ご異議なしと認めます。したがって、議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

城里町農業委員会委員の辞任許可について

○議長（小松崎三夫君）　追加日程第７、城里町農業委員会委員の辞任許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、三村由利子君の本会議場退場を求めます。

〔12番三村由利子君退場〕

○議長（小松崎三夫君）　ここで議会事務局長に追加日程第７を朗読させます。

議会事務局長仲田不二雄君。

〔議会事務局長仲田不二雄君登壇〕

○議会事務局長（仲田不二雄君）

城里町農業委員会委員の辞任許可について

平成24年３月19日提出

城里町議会議長　小松崎　三　夫

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君）　お諮りいたします。

ただいまの三村由利子君の辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。

以上で三村由利子君の辞任を許可することに決定いたしました。

三村由利子君の本会議場入場を認めます。

〔12番三村由利子君入場〕

日程追加

○議長（小松崎三夫君） ただいま議会推薦の城里町農業委員会委員が欠員となりました。
お諮りいたします。

この際、農業委員会委員の推薦についてを日程に追加し、直ちに議題として行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。したがって、議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

推薦第2号 城里町農業委員会委員の推薦について

○議長（小松崎三夫君） 追加日程第8、推薦第2号 城里町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

推薦の方法については、指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名したいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、推薦の方法は指名推選によることとし、議長において指名することに決定いたしました。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、6番加藤文夫君の本会議場退場を求めます。

〔6番加藤文夫君退場〕

○議長（小松崎三夫君） 城里町農業委員会委員に6番加藤文夫君をご指名いたします。
お諮りいたします。

ただいま指名いたしました加藤文夫君を農業委員会委員に推選することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました加藤文夫君を農業委員会委員に推選することに決定いたしました。

6 番加藤文夫君の本会議場入場を求めます。

〔6 番加藤文夫君入場〕

○議長（小松崎三夫君） それでは、ただいまの城里町農業委員会委員の推薦の確定事項について、議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長仲田不二雄君。

〔議会事務局長仲田不二雄君登壇〕

○議会事務局長（仲田不二雄君）

住所 城里町大字高根423－2、氏名 加藤文夫、生年月日 昭和25年5月17日。

以上でございます。

日程追加

○議長（小松崎三夫君） ここで日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま町長より議案第33号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについてご提案がありました。

この際、日程に追加し、直ちに議題としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第33号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

○議長（小松崎三夫君） ここで暫時休憩いたします。

午後 4時23分休憩

午後 4時24分開議

議案書差し替え

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま町長より議案第33号について議案書を差し替えたいとの申し出がありました。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案書を差しかえることに決定いたしました。

議会事務局長に配付させます。

〔議案書配付〕

議案第33号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 追加日程第9、議案第33号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 議案第33号の提案理由を申し上げます。

議案第33号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。

城里町監査委員に議会選出区分から城里町大字塩子3295番地1、阿久津則男議員を選任するものであります。

阿久津議員さんは総務民生常任委員会委員長等を歴任され、地方自治の進展にご尽力をいただいております。性格は温厚にして人望も厚く、人格、識見ともに最適任者であります。

よって、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ慎重にご審議の上、ご同意くださるようお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） ここで、地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、7番阿久津則男君の本会議場退場を求めます。

〔7番阿久津則男君退場〕

○議長（小松崎三夫君） それでは議案の質疑に入ります。

議案第33号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

討 論

○議長（小松崎三夫君） これより討論に入ります。

議案第33号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（小松崎三夫君） これより採決に入ります。

議案第33号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、7番阿久津則男君の本会議場入場を認めます。

〔7番阿久津則男君入場〕

○議長（小松崎三夫君） ここで、暫時休憩いたします。

午後 4時29分休憩

午後 4時30分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

○議長（小松崎三夫君） ただいま、議会運営委員会委員長より、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について、申し出がありました。

この際、日程に追加し、直ちに議題といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

追加日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（小松崎三夫君） 追加日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長より、会議規則第72条の規定により、お手元にお配りいたしました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

報告第 1号 城里町肉用牛特別導入事業基金条例施行規則を廃止する規則

報告第 2号 城里町婦人相談員設置規則

報告第 3号 城里町女性のための相談窓口設置要綱

報告第 4号 城里町障害者地域自立支援協議会設置要綱

報告第 5号 城里町火葬費等補助金交付要綱の一部を改正する告示

報告第 6号 城里町被災住宅復興支援利子補給金交付要綱

報告第 7号 第2次城里町男女共同参画基本計画

報告第 8号 城里町地域防災計画

報告第 9号 城里町国民保護計画

報告第10号 城里町高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画

報告第11号 城里町財務諸表4表（平成22年度決算）

報告第12号 城里町教育委員会外部評価委員会点検評価報告書

報告第13号 例月出納検査報告（12月、1月、2月執行分）

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第3、報告第1号 城里町肉用牛特別導入事業基金条例施行規則を廃止する規則ないし日程第15、報告第13号 例月出納検査報告（12月、1月、2月執行分）については、後ほどご熟読願います。

以上で、今期定例会に付議されました議案はすべて議了いたしました。

町長あいさつ

○議長（小松崎三夫君） ここで町長より発言を求められておりますので、この際これを

許可します。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 本定例議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

14日間にわたりました定例議会でありましたが、小松崎議長のもと、慎重審議の上、平成24年度城里町全予算を初め、ご提案いたしました全議案について可決、決定をいただき、衷心より厚くお礼を申し上げます。

間もなく新年度を迎えることとなりますが、可決をいただきました新年度予算の速やかな執行を目指しますとともに、23年度の繰越明許費につきましては災害関連事業が主でございます。早期の事業完了を目指し、進めてまいります。

また、会期中にいただきました貴重なご意見やご要望等につきましても、執行部一丸となって町発展のため邁進する覚悟でございます。どうか議員各位におかれましても引き続きご指導ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に農事繁忙の時期を迎えますが、議員各位におかれましては、体調管理には十分注意するとともに、城里町発展のため、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます、今定例議会の閉会に当たってのあいさつといたします。

大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

議長あいさつ

○議長（小松崎三夫君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、会期中終始熱心なるご審議と議会運営には格別なるご配慮を賜り、ここに全議案を審議し、終了できますことを心からお礼と感謝を申し上げます。

また、執行部におかれましては、新年度予算等の執行に当たり、議員各位からご指摘、また、提案されました各種事務事業については十分研究をされ、効果的な住民福祉の向上に尽力されることを望みます。

閉会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 以上で、平成24年第1回城里町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 4時35分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

城里町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員